

建築確認申請書の書き方

特定木造建築物



- ・2025年4月から、審査省略制度の対象が縮小され、木造2階建ての住宅等は審査特例の対象外になります。
- ・ただし、「特定木造建築物」に該当する場合は、一部の添付図書の省略が可能です。
- ・「特定木造建築物」の添付図書の省略を中心に、確認申請書を作成する際のポイントをまとめました。
- ・ご不明な点は必ず担当者にご相談ください。

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

R07.04.01 版

－ 2025年4月施行の主な改正内容 －

1 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し（第6条第1項）

建築基準法第6条第1項の改正により、建築確認・検査の対象 及び 審査省略制度（いわゆる「四号特例」）の対象範囲が変わります。

（1）建築確認・検査の対象の見直し

都市計画区域等の区域外の「平屋かつ200m²以下」は、確認制度の対象外

⇒ 一般的な木造2階建ての住宅は、**確認申請が必要**になる。

（2）審査省略制度の縮小

都市計画区域等の区域内の「平屋かつ200m²以下」は、審査・検査の特例対象

⇒ 一般的な木造2階建ての住宅は、**特例の対象外**となる。

法第6条第1項区分表

条文	用 途	規 模	地 域	工 事	審査省略制度	省エネ適応
第1号	特殊建築物 (別表第1 (い))	その用途の 床面積 200 m ² 超	全ての地域	・建築(新築,増築, 改築,移転) ・大規模の修繕,模様 替え ・特殊建築物への用 途変更	特例なし	必要
第2号	第1号 以外の 建築物	階数2以上、 または 延べ面積 200 m ² 超	全ての地域	・建築(新築,増築, 改築,移転) ・大規模の修繕,模様 替え	特例なし (特定木造建 築物は一部 緩和あり)	必要
第3号	第1号 以外の 建築物	階数1かつ 延べ面積 200 m ² 以下	都市計画区域、 準都市計画区域、 準景観地区等内	・建築(新築,増築, 改築,移転)	特例あり	添付不要 (検討は必 要です)

ポイント！

- 「旧4号建築物」の区分が廃止され、「新2号建築物」と「新3号建築物」に再分類されます。
- **審査・検査の特例の対象は、新3号建築物に該当する「平屋建てかつ延べ面積200m²以下の建築物」**になります。構造及び用途は問いません。
- **木造2階建ての住宅は、「旧4号」から「新2号」に移行します。**
- 新2号のうち、「特定木造建築物」に該当する場合は基礎伏図等の添付が省略できます。
- **木造2階建て住宅等（新2号建築物）が、大規模修繕・模様替えを行う場合は、建築確認検査が必要**になります。
ただし、屋根ふき材のみの改修は該当しないなど、基準が緩和されました。
 - ・屋根の改修、外壁の改修（技術的助言 R6.2.8 国住指第355号）
 - ・床の改修、階段の改修（技術的助言 R6.8.28 国住指第208号）
- 木造2階建て住宅を建替えるケースで、既存母屋を残して完了検査を受けた後、引越しのために**検査済証交付前の新築した住宅を使用する場合などは、仮使用認定が必要**になります。
- **新2号建築物に昇降機を設置する場合は、昇降機の確認申請が必要**になります。ただし、「2階建て等の住戸内」に設置する昇降機は、構造を問わず**確認申請不要**になります。
建築物と同時に計画される場合は、建築物の確認申請書へ昇降機の図書を添付してください。
 - ・告示 令6国交告第1148号
(確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベータを定める件)

2 特定木造建築物について（建築基準法施行規則第1条の3第1項1号イ（2））

■そもそも「特定木造建築物」とは？！

2階建て以下かつ延べ面積300m²以下（平屋かつ200m²以下を除く）で、
仕様規定の範囲※で構造安全性を確認する木造建築物

■「特定木造建築物」は何が緩和されるの？

☞ 「特定木造建築物」に審査特例はありません。

必要事項を「仕様表」等に記載することで、基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図・軸組図の添付を省略することが出来ます。

これにより、構造に変更があった場合でも、添付省略している図書の範囲であれば、変更の提出をしなくて済むなど手続きの合理化も図れます。

※ 仕様規定のただし書きに基づく以下の構造計算を行うものについては、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物と判断できます。

【令和6年国土交通省告示第973号】

1. 基礎（施行令第38条第4項）

「平成12年建設省告示第1347号第二」により構造安全性の確認をする場合は、工法を問わず、確認申請に構造伏図等の添付省略が可能ですが、計算書の添付は必要です。

2. 柱の小径（施行令第43条第2項ただし書き）

軸組工法で、「平成12年建設省告示第1349号第一ただし書き及び第二」により構造安全性の確認をする場合は、確認申請に構造伏図等の添付省略が可能ですが、計算書の添付は必要です。

3. 木造の継手及び仕口の構造方法（令第47条第1項の規定）

軸組工法で、「平成12年建設省告示第1460号ただし書き」により構造安全性の確認をする場合は、確認申請に構造伏図等の添付省略が可能ですが、計算書の添付は必要です。

4. 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法

枠組壁工法で、「平成13年建設省告示第1540号第四第三号ただし書き、第七号口、第九号及び第十号、第五第一号及び第七号ただし書き並びに第七第二号ただし書き、第九号口、第十号及び第十二号」により構造安全性の確認をする場合は、確認申請に構造伏図等及び計算書の添付省略が可能です。

注意！

■ 昭56建告第1100号第5による構造計算もしくは令第46条2項計算ルートを適用する場合は壁量計算を除外できますが、「特定木造建築物」に該当しませんので、添付図書の省略はできません。

■ 特定木造建築物に該当し、確認申請図書の合理化を行った場合も、添付省略した構造図等の作成・保存は建築士の義務なので注意してください。



3 木造の構造基準の改正

木造（軸組工法）では主に「壁量基準」と「柱の小径の基準」が改正されます。
以下のポイントに注意してください。

(1) 壁量計算

壁量のチェック

- 必要壁量は建築物の荷重の実態に応じて、算定式によりそれぞれ算定することになります。簡単に算定できるツールとして「早見表」と「表計算ツール」が用意されています。
- 「早見表」や「表計算ツール」の出力結果は添付不要です。
単位床面積当たりの必要壁量を壁量計算書等に記載してください。
なお、静岡県内に建築される場合は地域係数1.2の考慮が必要になります。
- 「早見表」は階高が3.2mを超える場合や、床面積比が120/100超の場合は使用できません。
また軟弱地盤と指定された地域では、必要壁量を1.5倍する必要があります。
- 階高が3.2m超の壁に筋かい設置の場合は、壁倍率に低減係数(α_h)を乗じます。
(α_h を求める際は小数点第3位切り捨て、壁倍率を求める際は小数点第2位切り捨て、 $\alpha_h \leq 1$)
- 同じ壁に複数の耐力壁の仕様が併用されている場合はその壁倍率を合算できます。
従来**合算した場合の上限は5倍でしたが、7倍に変更になります。(壁量計算の場合)**
大臣認定の耐力壁の壁倍率について、規定上は上限廃止になりますが、当面の間は上限7倍で運用する予定とのことです。
- 準耐力壁等(準耐力壁、垂れ壁・腰壁)は各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲で、任意に算入ができます。
1/2超の準耐力壁等を算入する場合は別途検証が必要です。

バランスのよい壁配置のチェック(四分割法もしくは偏心率)

- 必要壁量に対する準耐力壁等の割合が1/2以下の場合、バランスの確認を「四分割法」でする場合は準耐力壁を算入できません。「偏心率」の場合は設計者判断になります。
- 実態上の壁倍率が7倍超の軸組については、四分割法及び偏心率の計算において、壁倍率が7倍及び実態上の倍率の両方で基準を満たすことを確認します。

接合部のチェック

- 必要壁量に対する準耐力壁等の割合が1/2以下の場合、柱頭柱脚の接合方法の検証に壁倍率1.5倍以下の準耐力壁を算入するかどうかは設計者判断です。1.5倍を超える場合は算入が必要です。
- 柱の柱脚・柱頭の仕口の検証は、実態上の壁倍率が7倍超の軸組については、実態上の倍率で検証する必要があります。
この場合もN値計算法による確認が可能で、N値計算法は各階の階高を考慮した計算式に見直しがされました。
なお、2025年4月以降も変更前・変更後どちらの計算式を用いても構いません。
- 柱脚金物のうち、引抜耐力が10KNを超えるホールダウン金物を使用する場合は、基礎と直接アンカーボルトで繋結しなければなりませんので注意してください。

(2) 柱の小径

- 建築物の荷重の実態に応じて、算定式によりそれぞれ算定することになります。簡単に算定できるツールとして「早見表」と「表計算ツール」が用意されています。「早見表」や「表計算ツール」の出力結果は添付不要で、検討結果は仕様表に記載してください。
- 柱の座屈の検討に際し、面材（構造用合板、PB 等）が取り付く方向は、面材の拘束効果が期待できるため、柱の小径の検討は不要です。

(3) その他

- **構造計算が必要な木造建築物の規模が、延べ面積 500 m²超→300 m²超に引下げ**になります。また従来は高さ 13m 超もしくは軒高 9m 超で高度な構造計算が必要でしたが、軒高にかかわらず高さ 16m 超に緩和されます。
- **構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられる場合**で、地階を除く階数が 3 以下、高耐力壁（7倍相当）を使用しない等の条件を満たす場合は**壁量計算を除外できます**。（昭 56 建告第 1100 号第 5）
他に、2 項計算ルートの場合も壁量計算を除外できます。（令第 46 条第 2 項第 1 号ハ）
- 柱の有効細長比を 150 以下にする必要があります。吹抜けに面した壁の中に通し柱を設置する場合などは座屈長さが長くなりますので注意してください。
- **基礎の立上り及び底盤の補強筋はフック付きの鉄筋でない場合、構造計算等（要添付）が必要**になります。その他には、フック付きと同等以上の性能を有する住宅用ユニット鉄筋等を用いる方法もあります。
- **木造の構造規定の仕様規定範囲での変更は「軽微な変更」に該当します**。例えば、耐力壁の仕様や位置が変わっても壁量計算で検討可能であれば、軽微な変更になります。
- 「壁量計算」及び「柱の小径」等については、以下に該当する場合、令和 8 年 3 月 31 日までは「経過措置」が使用でき、改正前の基準で検討できます。
 - ◆ 地階を除く階数 2 以下、高さ 13m 以下及び軒高 9m 以下で、延べ面積 300 m² 以内の木造の建築物で、当該基準により難いと認められる場合なお、一敷地に複数の建築物を建築する申請の場合は、いずれかの建築物について、施行日以前に着工している場合、その他の建築物についても改正前の基準が適用されます。

4 省エネ法の改正のポイント

- **原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます**（延べ面積 10 m²超）。
- **省エネ適判が必要になりますが、住宅については省エネ仕様基準による場合や、性能評価・長期優良住宅などを取得する場合は省エネ適判を省略することができます。**
3 号建築物にも省エネ基準の検討は必要ですが、確認申請時に添付は必要ありません。
- **省エネ基準の検査は、建築基準法の完了検査で行います。**
性能評価や長期優良住宅の取得によっては省エネ基準の部分は検査対象になります。

一 申請図書作成のポイントと作成例 一

■申請図書作成のポイント

☞ 明示事項は出来るだけ 1箇所のみに記載するようにしましょう。

- ・審査特例が無くなると確認申請図書への明示事項が増えます。
- ・同様の事項を複数回記載すると不整合の原因となり、作成側にも審査側にもデメリットになります。

■申請図書の作成例

☞ 記載例の物件概要

- ・木造軸組工法 2階建ての一戸建ての住宅（延べ面積 300 m²以下）
- ・都市計画区域内、法第 22 条区域、住居系地域

☞ 図書の添付を省略するための「仕様表」と「標準矩計図」を掲載しています。
どちらか、ご利用しやすい方を参考にしてください。

【注】図書の記載の詳細は、国交省「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル/2022年改正（2025年施行）対応版」等をご参照ください。

■「添付図書」と「明示事項」について

☞ 一般的な「木造 2 階建て住宅」を対象に、確認申請に必要な添付図書と明示事項を次ページにまとめました。作成例の設計図書と併せてご参照ください。比較しやすいように「特例有り」についても表示しています。

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 6 項において、“図書に明示すべき事項を指定された図書以外の図書に明示した時は、当該事項を指定された図書に明示することは不要”とされており、本作成例もそれにそって記載しています。

(注：天空率や日影等などは記載していませんので、必要な図書等は適宜追加が必要です。)



【 凡例：○は必要、×は不要、△は該当時に必要、—は図面不要 】

図書の種類	明示すべき事項	建築物の種別		
		令第10条(特例有り)		特定木造建築物
		3号	4号	
委任状	代理者の委任状(原本又はその写し)	○	○	○
公図写し	不動産登記法に基づく土地登記簿の付図 (※)	○ (※)	○ (※)	○ (※)
かけ地の断面図	かけ条例に対する検討	△	△	△
建築計画概要書	法施行規則第3号様式(第1条の3、第11条の4関係)	○	○	○
建築工事届	法施行規則第40号様式(第8条、法15条関係)	○	○	○
面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	○	○	○
	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	○	○	○
	地域地区(用途地域)			
	都市計画施設(都市計画道路や公園等)			
配置図	縮尺、方位	○	○	○
	敷地境界線(道路境界線・隣地境界線・官民境界線)	○	○	○
	敷地内における建築物の位置	○	○	○
	申請に係る建築物と他の建築物との別	○	○	○
	擁壁	△	△	△
	土地の高低	○	○	○
	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差	○	○	○
	建築物が周囲の地面と接する各位置高さ	○	○	○
	平均地盤面を算定するための算式	○	○	○
	道路の位置・幅員・種類(法第42条)	○	○	○
	敷地の道路に接する部分及びその長さ	○	○	○
	申請に係る建築物の各部分の高さ	○	○	○
	各斜線制限による高さ検討	○	○	○
	後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物から道路境界までの最小距離	△	△	△
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置	×	○	○
	下水管などの下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路及び処理経路	○	○	○
	浄化槽:浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	△	△	△
	埠:位置、構造方法、寸法等	×	×	△
	水洗便所:排水ますの位置及び公共下水道の位置	×	×	△
	採光補正係数算定に係る水平距離	×	○	○
	常用の電源の種類及び位置、給湯器の位置	×	×	○
平面図	縮尺、方位	○	○	○
	間取、各室の用途及び床面積	○	○	○
	避難規定に係る無窓のチェック(採光1/20、排煙1/50)	×	○	△
	居室の採光(1/7(1/10))検討:開口部の位置及び面積、採光補正係数の算定	×	×	○
	居室の換気(1/20)検討	×	×	○
	居室の排煙(1/50)検討:床面積200m ² 超の場合	×	△	△
	24H換気設備:給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置、換気経路(アンダーカット等)	○	○	○
	階段:有効幅・蹴上・踏面・手摺	×	×	○
	住宅用火災警報器の位置・種類	○	○	○
	便所の窓又は代替設備の位置・構造	×	×	○
	火気使用の換気計算・換気設備の仕様、必要有効換気量及びその算出方法	×	△	△
	火気使用室の内装仕様(壁・天井準不燃又は告示:平21国交告225号)	×	△	△
	自働車庫の内装制限(壁・天井準不燃)	—	○	△
二面以上の立面図	縮尺	—	—	○
	開口部の位置・形状			○
	採光補正係数算定に係る垂直距離			○
	給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置(自然換気の場合)			△

	土地の高低			○		
二面以上の断面図	縮尺	—	—	○		
	地盤面			○		
	各階の床及び天井（天井がない場合は屋根）の高さ			○		
	軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ			○		
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法等			—		
各階床伏図				—		
小屋伏図				—		
軸組図				—		
仕様表 (標準矩形図)				—		
	建築物の基礎、主要構造部及び令 144 条の 3 に規定する部分に使用する指定建築材料の種別	—	—	○		
	居室の床の防湿方法					
	構造耐力上主要な部分の腐食等防止措置					
	支持地盤の種別、位置、地耐力、基礎の種類等					
	地盤調査方法等					
	屋根ふき材等の固定方法等					
	構造耐力上主要な部分に使用する木材の材質					
	土台の樹種、寸法、固定方法等					
	柱の材種、柱断面の欠き取り、2 階建ての隅柱、柱の小径、有効細長比					
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の寸法、構造方法及び材料の種別					
	外壁内部等の防腐措置等					
	昇降機以外の建築設備の構造方法（給湯機等）					
	配管設備の設置、構造、材料、ガス設備の仕様					
	電気設備の仕様					
	特定行政庁の条例・規程内容					
構造詳細図	基礎の種別、材料、断面の構造、寸法	—	—	(○) (仕様表等に含む)		
	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法					
	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法					
	主要構造部、軒裏等の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法（防火、準防火地域の建築物に限る）					
地盤説明書	支持地盤の種別及び位置、基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法、地盤の許容応力度、基礎の種類、地盤改良の有無等	—	—	○		
壁量計算書 (令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項)	各階床面積	(○) (※)	(○) (※)	○		
	地震力に対する床面積に乗ずる数値、必要壁量					
	風圧力に対する床面積に乗ずる数値、見付面積、必要壁量					
	耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様、壁倍率一覧					
	耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱、開口部の位置					
	存在壁量（各階・各方向）					
	壁量判定					
	壁配置のバランス（四分割法、偏心率）					
	柱頭柱脚の接合方法（N 値計算表）、					
	通し柱、出隅柱の判別、金物の算定及び仕様					
使用建築材料表	内装の仕上げに使用する建築材料の種別、面積（シックハウス）	○	○	○		
	部分ごとの面積に種別ごとの数値を乗じた面積の合計					
有効換気量等の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	○	○	○		
	換気回数及び必要有効換気量					
合併処理浄化槽の認定書等	合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ（認定シート等）	△	△	△		
	「し尿浄化槽の概要書」、「し尿浄化槽に関する通知書」					
	合併処理浄化槽の認定書					
建築物省エネ法に適合するすることを確認できる図書等	以下のいずれかを添付すること ①省エネ適合性判定通知書 ②仕様基準等により省エネ基準適合が確認できる設計図書等 （「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」出力帳票等） ③設計住宅性能評価書 ④長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書	—	—	○		

※：静岡県内ののみ添付を求めています。

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

確認申請書（建築物）
(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(一財) 静岡県建築住宅まちづくり
理事長 柳 敏幸 様

理事長は
柳 敏幸 です。

申請者には、原則として建築主を記入してください。
建築主が2名以上の場合は、全員の氏名を記載してください。
※押印は不要です。

提出日を記入して下さい。

令和 7 年 4 月 1 日

申請者氏名

中村 町男

設計者氏名

杉山 漱石

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

数字は算用数字を、単位はメートル法で、記入してください。

建築主等

電話が無い場合、「なし」
または「_____」を記
入してください。

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ムラ マチオ
【ロ. 氏名】 中村 町男
【ハ. 郵便番号】 430-0946
【ニ. 住所】 静岡県浜松市中央区元城町216番地の4
【ホ. 電話番号】 053-459-2070

建築主が2人以上のは、
すべて記入してください。そ
の場合、「概要書」も同様で
す！注意

【2. 代理人】

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所(静岡県) 知事登録第8888号
（株）杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

建築主本人が、当センターへ
直接申請に来ない場合は、代
理者の委任状が必要です。

【3. 設計者】(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第777777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所(静岡県) 知事登録第8888号
（株）杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべて

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに申請
建築物に係るすべての設計者
について記入！

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 777777 号

【ロ. 氏名】 杉山 漱石

【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (静岡県)
（株）杉山一級建築士事務所

工事監理者が決まっていない場合、工事に着手できません。

【ニ. 郵便番号】 410-0012

【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色 816 番地の 1

【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

【ト. 工事と照合する設計図書】 すべて

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 なし

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入！

工事監理者の変更時は、工事監理者の追加として記入してください。(注：監理者の追加の場合、後問題が起きないよう、各監理者の工事監理の責任範囲を確認してください。)

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 小村 一葉

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (静岡県知事) 第 (般一 15) 第 24680 号

小村建設株式会社

【ハ. 郵便番号】 422-8067

【ニ. 所在地】 静岡県静岡市葵区南町 14 番地 1

【ホ. 電話番号】 054-202-5570

未定の時は、「未定」と記入してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 (

未申請 (

申請不要

構造計算適合性判定が必要な場合は、適合性判定機関の名称及び所在地（市町村まで OK）を記入してください。
適合性判定が必要な場合で未申請の場合は、予定している申請先を記入してください。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 (

未提出 (

提出不要 (第 1 号イに該当)

- 省エネ基準適合性判定が必要な場合は、登録判定機関の名称及び所在地（市町村まで OK）を記入してください。
- 適合性判定が必要な場合で未提出の場合は、予定している提出先を記入してください。
- 増改築 (10 m²超) の場合は、増改築後の建築物全体の規模が法 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。(修繕・模様替は含まない)
- 提出不要の場合は、下記を参考に提出が不要である号番号を記入してください。
申請部分が 10 m²以下の場合や、3 号建築物など明らかな場合は記入不要です。

【9. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】 中村邸新築工事

建築物の名称又は、工事名が決まっている場合は記入してください。

提出不要の場合の記載例

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入方法
仕様基準	第 1 号イに該当
誘導仕様基準	第 1 号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第 2 号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第 3 号に該当

建築物及びその敷地に関する事項

(第三面)

調整区域は、都60
条証明必要！

法22条区域、区画整理施
行地区、宅地造成等規制区
域などの記入。

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中央区元城町21

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区) □区域区分
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域

■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域

【6. 道路】

【1. 幅員】 4. 000 m

【2. 敷地と接している部分の長さ】 13. 200 m

【7. 敷地面積】

【1. 敷地面積】 (1) (169.00) ()
(2) () ()

【2. 用途地域等】 (第一種住居) () ()

(住居系) 容積率=道路幅員×0.4
(工業系ほか) 容積率=道路幅員×0.6
を、確認してください。
「道路幅員による容積率制限」

角地、二面道路、地区計画
より○/□、建築協定より
○/□等記入。

【3. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(160.00) () ()

【4. 3条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60.00) () ()

角地・二面道路等の場合は、ここは10%アップ
となります。

【5. 合計】 (1) (169.00) m²
(2) () m²

【6. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.

【7. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.

【8. 備考】

(08010)一戸建ての住宅
(08020)長屋
(08030)共同住宅
(08060)併用住宅
(08490)自動車庫
等記入

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【1. 建築面積】 (80.00) ()

【2. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 (80.00) ()

【3. 建蔽率】 47.34 %

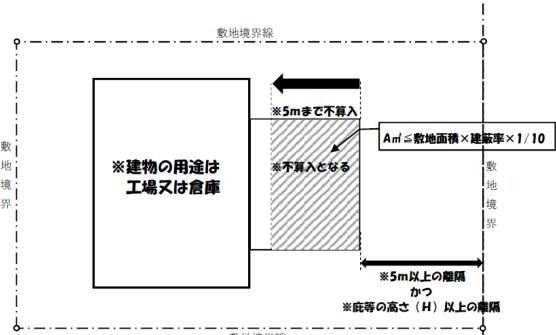
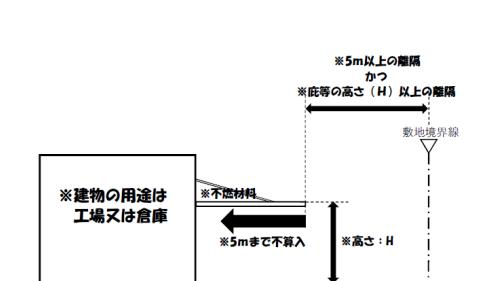
下図の解説部分を除いた建築面積を記入
してください。

除外する建築面積が無い場合は、【1.】欄
と同じ面積を記入してください。

【4. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】について

以下の条件に該当するものは、敷地の建築可能面積（敷地面積×当該敷地の建ぺい率）の1/10を限度として、建蔽率の算定用の建築面積から除かれます。（令和5年告示第143号）

専ら貨物の積卸し等の業務のための庇等



【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【1. 建築物全体】	(136.00)	()	(136.00)	m ²
【2. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()	m ²
【3. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()	m ²
【4. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()	m ²
【5. 認定機械室等の部分】	()	()	()	m ²
【6. 自動車車庫等の部分】	()	()	()	m ²
【7. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()	m ²
【8. 蓄電池の設置部分】	()	()	()	m ²
【9. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()	m ²
【10. 貯水槽の設置部分】	()	()	()	m ²
【11. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()	m ²
【12. その他の不算入部分】	()	()	()	m ²
【13. 住宅の部分】	()	()	()	m ²
【14. 老人ホーム等の部分】	()	()	()	m ²
【15. 延べ面積】				
【16. 容積率】				

下表の容積率緩和解説を
参照ください。

【ワ.住宅の部分】はハ～カの部分を除いた
面積を記入。

容積率緩和の解説

①. 地階の住宅等の部分	【又.住宅の部分】及び【ル.老人ホーム等の部分】の1/3まで
②. 昇降路の部分	停止階分の全て
③. 共用部分	全て
④. 認定機械室等の部分	特定行政庁が認めたもの全て
⑤. 自動車車庫等	【1.建築物全体】の1/5まで
⑥. 備蓄倉庫	【1.建築物全体】の1/50まで
⑦. 蓄電池	【1.建築物全体】の1/50まで
⑧. 自家発電設備	【1.建築物全体】の1/100まで
⑨. 貯水槽	【1.建築物全体】の1/100まで
⑩. 宅配ボックス	【1.建築物全体】の1/100まで
⑪. その他の不算入部分	その他法令で定められた数値まで

- 上表に応じた面積は、【ヨ.延べ面積】に算入されません。
- 地階の住宅部分には、居室・物置・浴室・便所・廊下・階段等（地下車庫、EVの昇降路を除く）が含まれます。
- エレベーターの昇降路の部分ではエレベーター、小荷物専用昇降機は容積率不算入の対象となりません。
- 認定機械室等は、住宅又は老人ホーム等に設ける『建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備等を置く機械室で』で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが対象です。
- 備蓄倉庫の部分とは、壁で囲まれた室で、図面に『備蓄倉庫』と明示があるものを指します。（倉庫に通ずる廊下は含まれません）
- 蓄電池の設置部分とは、床に据え付けられたものに限り、キャスター等で動いてしまうものは対象となりません。
- 貯水槽の設置部分について、冷媒用・給水用など、水の用途は問いません。
- 【カ】、【リ】、【ヌ】欄の部分については、図面に用途を明示の上、他の部分との区別を明確に行ってください。（床材を変える・仕上材を変える等）
- 建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分がある場合は、その面積を記入します。

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

1棟

建築物の数は、10m²以内のものはカウントしませが、建築・延べ床面積には含めます。

【13. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

(申請に係る建築物)

(他の建築物)

(8. 800)

【ロ. 階数】

地上 (2) ()

地下 () ()

【ハ. 構造】

木 造

一部

造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】

有

■無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

「都市計画法施行規則第60条証明（令和6年5月20日）第O111号」等その他の証明や許可がある場合は、記入してください。

【15. 工事着手予定年月日】

令和 7 年 4 月 1 日

中間検査については次ページ参考。

※階数が3以上の建築物は、基礎の配筋工事の完了時及び建方工事等の完了時の2回（工区分けする場合を除く）中間検査が必要です！！

【16. 工事完了予定年月日】

令和 7 年 10 月 10 日

回数を忘れずに！

【17. 特定工程工事終了年月日】

(特定工程)

(第 1 回) 令和 7 年 7 月 30 日 (屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 ■無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

【19. その他必要な事項】

【20. 備考】

木造の壁量計算及び柱の小径等については、R8.3.31まで、「地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下の延べ面積が300m²以内の木造建築物」に限り、経過措置が設けられています。

【イ欄】 経過措置適用の有無をチェックしてください。複数棟申請で、一部のみ経過措置を受ける場合は「有」にチェックして、「20.備考」欄に該当建築物の番号を記載してください。

【ロ欄】 軸組工法の場合は上段にチェック。枠組壁工法等その他の場合は下段にチェックして、「20.備考」欄に告示番号（枠組壁工法は平成13年国土交通省告示第1540号）を記載してください。

備考欄の使い方

・計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

・地名地番に記載しきれない地番（その他〇〇筆）

できれば、カウントされない建築物を記入していただくと、わかりやすいです。
「既存の物置 3.2 m²、H=1.2m あり」等

【既存不適格】

法86条の7又は法86条の8について適用を受けるときには、

- ・適用除外規定・既存不適格適用日・既存不適格適用理由
- ・既存不適格事項

静岡市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示

「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

浜松市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示

「型式部材等の製造者による製造又は新築された建築物」又は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

平成28年10月1日に静岡県内の中間検査に関する告示が改正され、階数が3以上となる建築物について「基礎に鉄筋を配置する工事」が特定工程に追加されました。

【ケース①：階数が2以下の住宅の中間検査（特定工程）】

一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿及び児童福祉施設等（入所者の寝室があるもの）又はこれらと併用する建築物は、建方工事等のタイミングで中間検査が必要です。

※ 静岡市・浜松市の場合は「児童福祉施設等」の場合及び「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

※ 浜松市の場合は製造者認証を受けた者により製造又は新築された場合は対象外。

増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60m²を越えるものが必要です。

→ 特定工程は「屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」（木造の場合）

中間検査が必要なケースの例

- ① 用途が住宅の新築工事（床面積に係らず）
- ② 住宅のはなれの増築（60m²を超える場合）
- ③ 既存物置のみある敷地への住宅の増築工事
→住宅は新築とみなす（床面積に係らず）
- ④ 店舗併用住宅へ、住宅部と店舗部分との合計が60m²以上ある増築

中間検査が不要なケースの例

- ① 物置、車庫などのみで、住宅部分がない増築
(床面積に係らず)
- ② 住宅のはなれの増築（60m²以下の場合）
- ③ 店舗併用住宅で店舗のみの増築
(床面積に係らず)

**中間検査について
静岡県以外は別途確認が必要です。**

【ケース②：階数が3以上の住宅の中間検査（特定工程）】

上記ケース①（建方工事等）の中間検査に加えて、基礎の配筋工事の完了時にも中間検査が必要です。

※ 静岡市・浜松市の場合は、品確法に基づく「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

増築の場合は、増築に係る部分の階数が3となる場合は中間検査が必要です。

→ 特定工程は「基礎に鉄筋を配置する工事」となります。

《中間検査申請における注意点》

中間検査申請書第三面【8】-【ハ】欄に記載する「検査対象面積」について、基礎配筋工事の場合は、「検査に係る部分の最下階の床面積」となり、建方工事等の場合原則として「延べ面積（住宅の場合）」となります。

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ア. 特定工事終了年月日】 平成 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】 m²

建方工事等における中間検査の「手数料算定面積」は、基礎の配筋工事における中間検査を受けている場合は、その面積を減じて算定します。

「検査対象面積」と「手数料算定面積」で取扱いが異なりますのでご注意ください。

建築物別概要

- 【1. 番号】 1
 【2. 用途】 (区分 0 8 0 1 0) 一戸建ての住宅
 (区分)
 (区分)
 (区分)
 (区分)

棟ごとの建物概要なので、建増し増築の場合は、既存部分と増築部分を分ける必要はありません。
 また、10 m以内の建築物は第四面、第五面、第六面は必要ありません。

【3. 工事種別】

- 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 木 造 一部 造

【5. 主要構造部】

- 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準
準耐火構造 **いずれにも該当しない場合はその他に■**
準耐火構造
準耐火構造と同一の耐火性能を有する構造 (ロー?)
その他

【5.主要構造部】～【7.防火地域又は準防火地域における対策等の状況】

「**《補足》第四面【5】欄～【7】欄** 参照

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他 **■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない**

} 法第21条の規定
 } 法第27条の規定

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物 延焼防止建築物 準耐火建築物 準延焼防止建築物
その他 **■建築基準法第61条の規定の適用を受けない**

【8. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】 2階
 【ロ. 地階の階数】
 【ハ. 昇降機塔等の階の数】
 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

防火地域・準防火地域以外の場合はここに■

階数に算入されないPHや地下倉庫
 (建築面積の1/8以下)など。

【9. 高さ】

- 【イ. 最高の高さ】 8. 800m
 【ロ. 最高の軒の高さ】 6. 800m

【10. 建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気設備、し尿浄化槽、住宅用火災警報器

【11. 確認の特例】

- 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書き又は法第18条第4項ただし書きの規定による審査の特例の適用の有無】

有 **■無**

- 【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査

ルート2の特例の場合は、こちらにチェックしてください。

当センターに提出していただくルート2の構造計算付物件で、適判不要とする場合は『有』にチェックしてください。その他のケースは『無』にチェックしてください。

□建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造士又は構造関係相談に適合する者を確認した構造設計
一級建築士)
(1) 氏名
(2) 資格 構造設計一級建築士交付第

伝統工法等を用いた小規模木造建築物等の特例
は、当センターでは引受けできません。

【ハ】建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無
□有 ■無

「平屋で延べ面積 200 m²以下の建築物」以外は、「無」になります。

【ニ】建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分

【ホ】認定型式の認定番号 第 号

【ヘ】適合する一連の規定の区分
□建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
□建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト】認証型式部材等の認証番号

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ. 階別】 (2階)	(56. 00)	() ()	56. 00)	m ²
(1階)	(80. 00)	() ()	80. 00)	m ²
(階)	() ()	() ()	() ())
(階)	() ()	() ()	() ())
(階)	() ()	() ()	() ())
【ロ. 合計】	(136. 00)	() () ()	136. 00)	m ²

各階の床面積は、第五面の床面積
と一致します。

【13. 屋根】 カラーベスト(不燃材)

【14. 外壁】 防火サイディング：防火構造

【15. 軒裏】 ケイカル板

【16. 居室の床の高さ】 650mm

最下階床が木造であるときは、記入してください。(単位:mm)

【17. 便所の種類】 水洗

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

「水洗」「くみ取り」どちらかを
記入してください。

【16. 居室の床の高さ】 45cm未満の
場合、防湿方法を記入「べた基礎」「防
湿コンクリート」等

■以下に該当する場合は備考欄に記載ください

- ・令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、その旨を記入
記載例) 令第121条の2の適用を受ける屋外直通階段は木造
- ・主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう）を用いたものについては、その旨を記入
記載例) 主要構造部（柱・梁）は燃えしろ設計による
- ・建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、その旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。
記載例) 令第109条の8に規定する火熱遮断壁等による別棟みなし規定適用
上記記載以外の部分の法第21条、第27条及び第61条の適用有無
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
- 【7. 建築基準法第61条の規定の適用】
■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

※【5】欄 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」場合とは）

（令第108条の3）火災を区画内にとどめることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法とした場合に、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」となります。

従来どおり主要構造部を耐火構造とした場合は、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有しない」

2024.4 施行

例 1) 『2階建て一戸建ての住宅（耐火・準耐火建築物以外）』（法第22条区域）

【5. 主要構造部】 ■その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例 2) 『4階建て共同住宅（耐火建築物）』（法第22条区域）

【5. 主要構造部】 ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■その他

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例 3) 『2階部分の300m²以上をデバピュ用途に使用する建築物（イー2準耐火建築物）』（法第22条区域）

【5. 主要構造部】 ■準耐火構造

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例 4) 「例3の建築物を任意で耐火建築物とした場合」

【5. 主要構造部】 ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■その他

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例 5) 『3階建ての一戸建ての住宅』（準防火地域内）

①ケース イ-2 準耐火建築物とした場合

【5. 主要構造部】 ■準耐火構造

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■準耐火建築物

②ケース R1国交告第194号第4第1号イ ※旧開口部制限建築物

【5. 主要構造部】 ■その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■準延焼防止建築物

例 6) 『2階に300m²未満の保育所がある保育園・耐火建築物』（法第22条区域）

【5. 主要構造部】 ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例 7) 『1000m²の工場・準耐火建築物（ロ-2）』（法第22条区域）

【5. 主要構造部】 ■準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-2）

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例 8) 「共同住宅・3階建て・1時間準耐火基準』（法第22条区域）

【5. 主要構造部】 ■準耐火構造

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 ■建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(第四面) 【1.番号】に記入した番号と同じ番号
【2. 階】	1 F	地上階は「1F」「2F」、地下階は「1B」、PHは「P1」
【3. 柱の小径】	105mm	在来木造のみ記入(単位:mm)
【4. 横架材間の垂直距離】	2,850mm	在来木造のみ記入(単位:mm)
【5. 階の高さ】	2,900mm	在来木造のみ記入(単位:mm)
【6. 天井】		1階FLから2階FLまで(単位:mm)
【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm		各居室の中で一番低いもの(単位:mm)
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)		
【イ.】	(08010) (一戸建ての住宅)	① 居室、廊下その他の人が日常立ちに入る場所に設けられるもの。
【ロ.】	() ()	② 高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200m ² を超えるものを含むもの。
【ハ.】	() ()	③ 天井面構成部材等の単位面積質量(1m ² 当たりの質
【ニ.】	() ()	
【ホ.】	() ()	
【ヘ.】	() ()	
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
計画変更申請のときは、第五面に係る部分の変更の概要を記入してください。		
『特定天井』: 下記の全てに該当するもの		
① 居室、廊下その他の人が日常立ちに入る場所に設けられるもの。		
② 高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200m ² を超えるものを含むもの。		
③ 天井面構成部材等の単位面積質量(1m ² 当たりの質		
具体的な用途別で記入(住宅の一部に車庫、倉庫などある場合は、別にして記入)		
「08490 自動車車庫」		
「08500 自転車駐車場」		
「08520 倉庫業を営まない倉庫(住宅用物置)」		
「08440 店舗(八百屋)」など		

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	
【2. 階】	2 F	2階建なら、2階には【5.階の高さ】は発生しない。
【3. 柱の小径】	105mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2,700mm	
【5. 階の高さ】		各居室の中で一番低いもの(単位:mm)
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm		
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)		
【イ.】	(08010) (一戸建ての住宅) (56.00)m ²)
【ロ.】	() () () ())
【ハ.】	() () () ())
【ニ.】	() () () ())
【ホ.】	() () () ())
【ヘ.】	() () () ())
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

建築物独立部分別概要

Exp.j で分離されている部分ごと作成してください。

【1. 番号】
下部※ 1

Exp.j で分離されている場合は、分離された部分ごと通し番号を付し、その番号を記入してください。

【2. 延べ面積】
下部※

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】

【ニ. 構造】

Exp.j で分離された建築物毎に地盤面を設定し、最高高・軒高を算定してください。

Exp.j で分離された建築物毎の階数を記載してください。

PH がある場合は、PH が存する分離部分の建築面積の 1/8 を超えたら階数に算入されます。

下部※ 地上() 地下() 造一部

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

下部※

特定構造計算基準
 特定増改築構造計算基準

新築の場合
(適格増改築を含む)

構造計算において、計算ルート 2 若しくはルート 3 (限界耐力計算含む)とした場合はチェックしてください。

【5. 構造計算の区分】

下部※

建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算
 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

大臣認定

保有水平耐力計算

限界耐力計算

許容応力度等計算

許容応力度計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

下部※
【イ. 名称】
【ロ. 区分】

建築基準法第 20 条第 1 号イ又は第 2 号イ又は第 3 号イの

その他のプログラム

計算プログラム名を
記入してください。

施行規則第 1 条の 3 により『構造計算書』の省略認定（国交省告示第 832 号、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)）を受けている場合は、令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算にチェック。

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める範囲の区分】

()

【8. 備考】

計画変更申請のときは、第六面に係る部分の変更の概要を記入してください。

不適格増築等の適用がある場合は、該当する号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。

第一号イ：一体増築等

第一号ロ：Exp.j 増築等

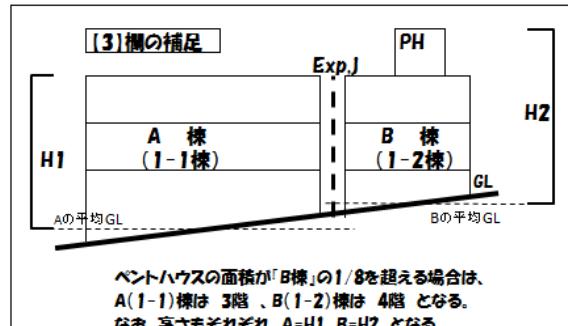
第二号イ：基準時の 1/2 以下の増築等

第二号ロ：基準時の 1/2 以下の増築等で基礎の補強等

第三号イ：基準時の 1/20 以下かつ 50 m²以下の増築

*1~3 欄について下記を参考にしてください。

①	1棟 ※ Exp.jなし	6面は1枚でOK。 [1]欄は「1」とし、 [2]欄[3]欄の記載不要。
②	1棟 ※ Exp.jあり	6面は2枚必要。 [1]欄は「1-1」、「1-2」とし、 [2]欄[3]欄の記載必要。
③	2棟 ※ 各々Exp.jなし	6面は2枚必要。 [1]欄は「1」、「2」とし、 [2]欄[3]欄の記載必要。



• 4 欄~6 欄について、構造計算を行っている場合は記入してください。

原本又はその写しを添付してください

委任状

【代理人】

【氏名】 杉山 漱石

【建築事務所名】(株) 杉山一級建築士事務所

代理者（設計者ではありません）

上記の者を代理者と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中央区元城町216番地の4

【2. 主要用途】 一戸建ての住宅

【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

【4. 委任事項】 確認（許可）申請手続 確認（許可）申請証受取

建築工事届提出

中間検査合格証受取

検査済証受取

現場検査立会

住宅金融支援機構設計審査申請手続 住宅金融支援機構現場検査申請手続

都市計画法第53条第1項の許可申請手続

その他

中間検査申請手続

完了検査申請手続

取止・取下届提出

風致地区内行為（許可）申請手続

日付を忘れずに！

令和07年 4月1日

【建築主】

【氏名】 中村 町男

【住所】 浜松市中央区元城町216番地の4

中
村

委任状の書式は
特に決められていません！

建築主が代理者（申請書第二面【2. 代理人】）
を委任したことが確認できるものを添付し
てください。

建築主等の押印についても
特に決められていません！

※「私文書は、本人【中略】の署名又は押
印があるときは、真正に成立したものと推
定する。」（民事訴訟法第228条第4項）
という規定がありますので、押印等を求め
ることを推奨します！

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

令和7年4月1日

静岡県知事

〇〇 〇〇 様

元城町 16-4

2070

証明・許可がある場合、
添付して下さい。

都市計画法施行規則等
法の規定に適合している旨

建築物等が都市計画

マガジンを有します。

建築しようとする場所	浜松市中央区元城町216番地の4				
敷地面積	158.40 m ²				
区域区分	<input checked="" type="checkbox"/>	市街化区域			
	<input type="checkbox"/>	市街化調整区域			
	<input type="checkbox"/>	区域区分が定められていない場合			
	<input type="checkbox"/>	準都			
	<input type="checkbox"/>	都市計画区域外			
用途地域	第一種住居地域				
開発行為の有無	有 無				
建築物の用途	一戸建ての住宅				
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該当条項		内		
都市計画法上の許可を受けている場合にはその当該条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該当条		許可の年月日及び番号		
			許可を受けた者 氏名又は名称		

- ①申請書には証明書または許可書の原本又は写しを添付してください。
- ②写しを添付した場合は、原本一式をお持ちください。
- ③確認申請書と内容が一致することを照合し、「原本照合済」の印を押します。
- ④電子申請の場合は、許可書及び添付図書等一式をスキャンして申請いただくことで原本照合とみなします。

※ 上記のとおり都市計画法の規定に適合して
令和7年4月1日

静岡県知事

〇〇

第〇〇〇〇〇号

静岡県
知事印

換気経路の全圧力損失と給排気機の能力を考慮した有効給排気量を記載します。

【10. 建築設備の種類】の別紙
(居室毎の機械換気設備)

室名	床面積 (m ²)	平均天井 高 (m)	気積 (m ³)	換気種別 (換気種別エ リア毎)	給気機によ る 給気量(A) (m ³ /h)	排気機によ る 排気量(B) (m ³ /h)	換気回数 (n)
1階床面積	80	2.5	200	全般換気 「三種換気」			
便所						60	
洗面所						60	
2階床面積	56	2.5	140				
便所						60	
合計			340			180	0.52

(記入上の注意事項)

独立した複数のエリア毎に換気計画をする場合には、それぞれエリア毎に分けて、気積、換気種別（例：「局所換気」、「全般換気」又は、「一種換気」、「二種換気」、「三種換気」の別）、給気量、排気量、及び換気回数を記入し、かつ、換気計画全般を明示して下さい。

給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法について記載が必要です。
PQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図）を記載するか、機器のカタログ等を添付してください。

(天井裏等への措置)

室 名 天井裏等							
	天井裏等は、F☆☆☆以上建材又は、規制対象外の建材をすべて使用する。						

(記入上の注意事項)

上の表の換気設備エリア毎に記入区分し、居室とその他の部分(天井裏等を含む)に気密層及び通気止めの処置等を設けた場合は、その処置の内容を記入して下さい。

一括表示の場合

使用建築材料表

※クロルピリホスは使用しない。

(記入上の注意事項)

- 1) 「室名」欄には、換気対象となる居室等（居室以外の室及び天井裏等も含む）の室名を記入し当該室の室面積を記入して下さい。
 - 2) 「内装の仕上げの部分」の欄には、室に面する床・壁・天井及び戸、その他の建具の規制対象の各部位名を記入して下さい。
 - 3) 「種別」欄には、使用した材料の種別（第2種（F☆☆）・第3種（F☆☆☆）・規制対象外（F☆☆☆☆））を記入して下さい。
 - 4) 「面積」欄には、使用した材料の面積を記入して下さい。
 - 5) 「係数」欄には、換気回数に基づく使用材料の種別により定められた係数を記入して下さい。
 - 6) 「使用面積」欄には、面積×係数の計算結果を記入して下さい。
 - 7) 「使用面積合計」欄には、使用面積の合計と判定結果を記入して下さい。

淨化槽の概要書

※ 受 1 建築主 及 び 2 淨化槽事業者の 氏名及び営業所名・所 在地 3 淨化槽設備士の氏名 未定 4 設置場所 浜松市中央区元城町216 5 建築物の用途 住宅 6 処理対象人員 7人 7 単独処理、合併処理の 別 8 し尿浄化槽の種類 (1) 型式認定浄化槽(名称 認定番号 型 01Caf0a007123) (2) その他 ※ABIC-4567 9 し尿浄化槽の規模 7人槽 10 し尿浄化槽の構造方法 (1) 昭和55年建設省告示1292号の区分 第()の() 大臣認定の場合、処理方式 のみ記入 1 1 放流水 水質 BOD 20 mg/l 放流先 側溝 月 日 住所名 浜松市中村町 登録又は届出番号 免状交付番号 第 算定根拠 番号(2)用途(イ) 算定式(n = 7) 単独処理 · 合併処理 (その他の方 式)		住宅: 番号(2)用途(1) 算定式 $A \leq 130 (145) \text{ m}^2$ の場合 $n = 5$ $A > 130 (145) \text{ m}^2$ の場合 $n = 7$ 2世帯住宅の場合 $n = 10$ (静岡県内の場合) 共同住宅: 番号(2)用途(1) 算定式 $n = 0.05A$ (1戸当のnが3.5人以下は $3.5 \times \text{戸数}$ 、 1戸当のnが3.5人以下かつワンルームは 2×戸数) 併用住宅(八百屋): 番号(2, 5)用途(1, 1) 算定式 例:(住宅n=5)+(店舗n'=0.075A) ※n: 人数(人) A: 延べ面積(m²)	
---	--	--	--

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 淨化槽事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 4 6欄の算定根拠欄には、日本工業規格 A3302の該当類似用算定式を記入してください。
- 5 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。
- 6 11欄のBODとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

汚水量目安=人槽×0.2 m³/戸・日
n=5の場合…1.0 m³
n=7の場合…1.4 m³

※ 浜松市の場合は、法第68条の26による認定番号(構造方法等の認定)も追記してください。

型式適合認定書

B C J 基型 — J S 01344
平成 19 年 1 月 25 日

まちづくり工業株式会社
代表取締役社長 氷田 一郎 様

財団法人建築住宅センター
理事長 大嶋 秀喜

下記の型式については、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 1 章から第 3 章までの規定又はこれに基づく命令のうち同法施行令第 136 条の 2 の 11 に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
型 01Caf0a0071234
- 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
- 認定をした型式の内容
まちづくり-7型
- 一連の規定に適合するための適用条件
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

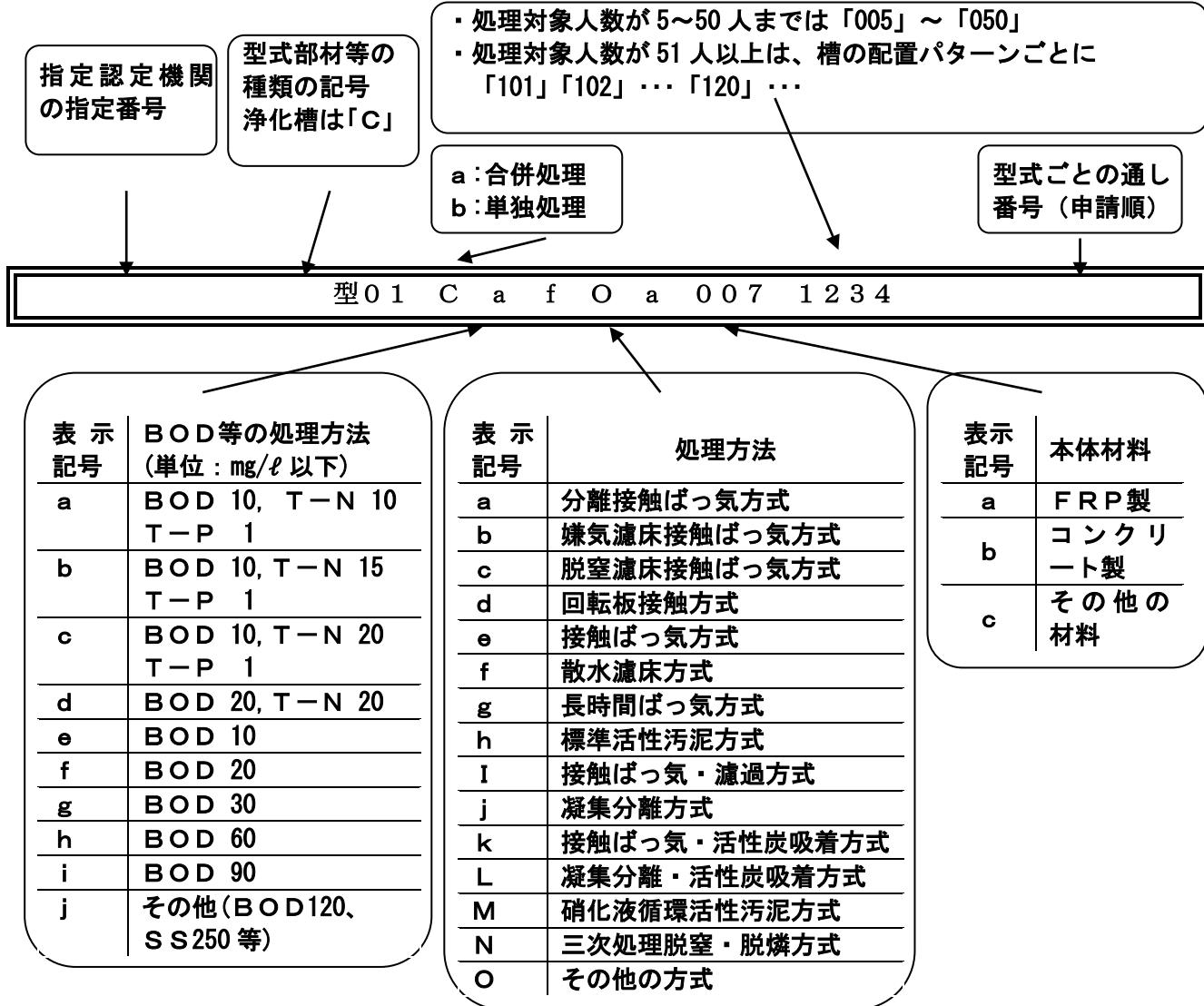
本認定に係る合併処理浄化槽について、平成 14 年 5 月 31 日までの間に建築基準法施行令第 35 条第 1 項の規定に基づく認定を受けなかった場合には、本認定はその効力を失うものとする。なお、浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意) この認定書は、大切に保管しておいて下さい。

参考

・・・添付図書ではありません、参考にしてください！

浄化槽の型式適合認定番号とは？参考：2002度版浄化槽の設計・施工上の運用指針



〈例1〉型01 C a f b a 0050003

合併処理、BOD20 mg/l 以下の処理性能、処理方法は嫌気濾床接觸ばつ氣方式、
本体材質F R P製、5人槽、申請第0003号

〈例2〉型01 C a f e a 0070083

合併処理、BOD20 mg/l 以下の処理性能、処理方法は接觸ばつ氣方式、
本体材質F R P製、7人槽、申請第0083号

認定書

国住指第5000号
平成19年5月16日

まちづくり工業株式会社
代表取締役社長 氷田一郎様

国土交通大臣 林 寛子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
ABIC-4567
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
まちづくり型
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定に基づき建設大臣が認めた次の認定 平成10年4月23日 建設省愛住指発第33号 に別紙の変更を加えたもの）のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいて下さい。

地盤調査報告書

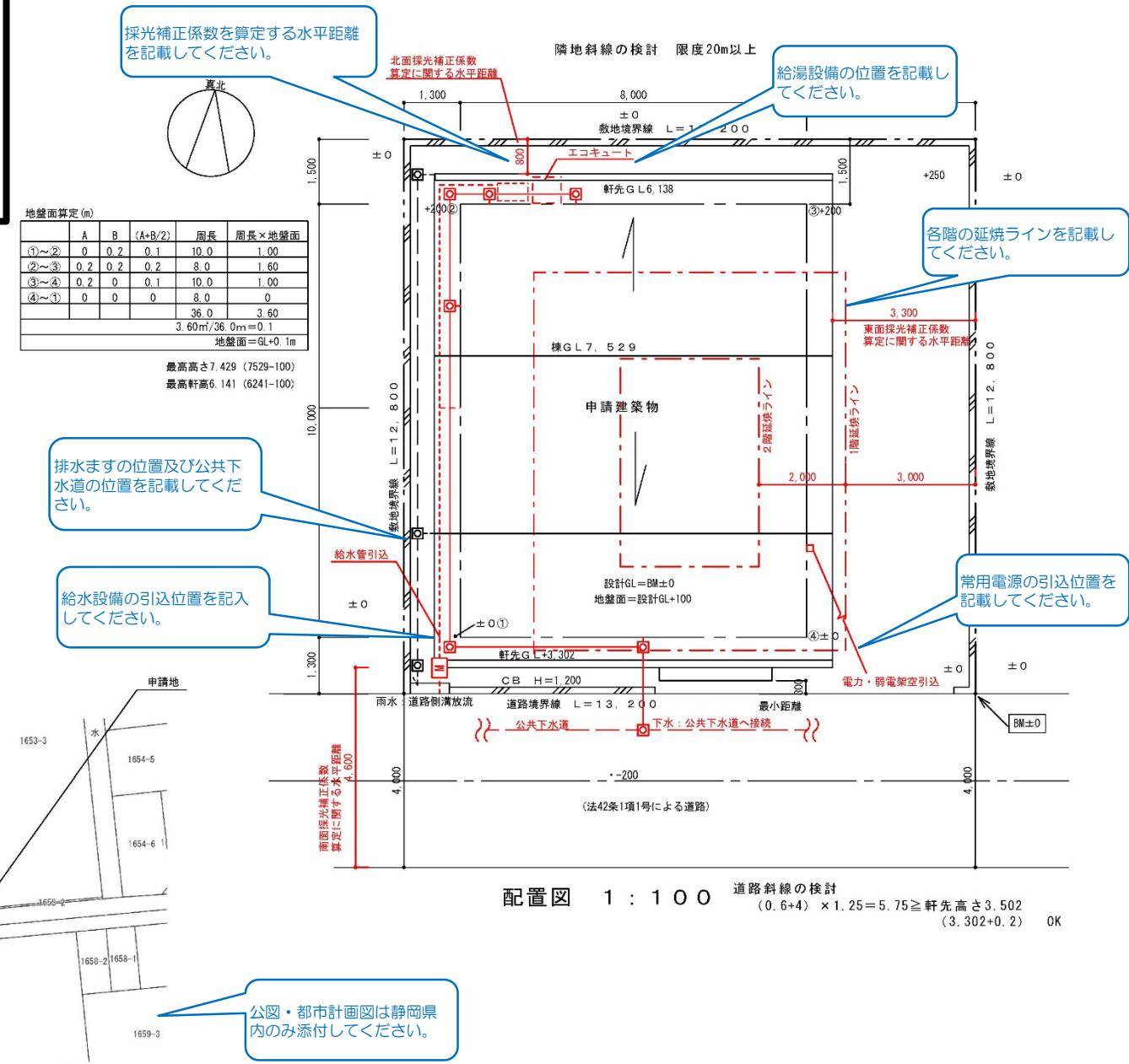
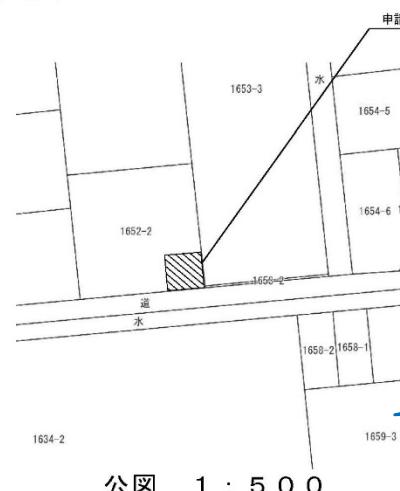
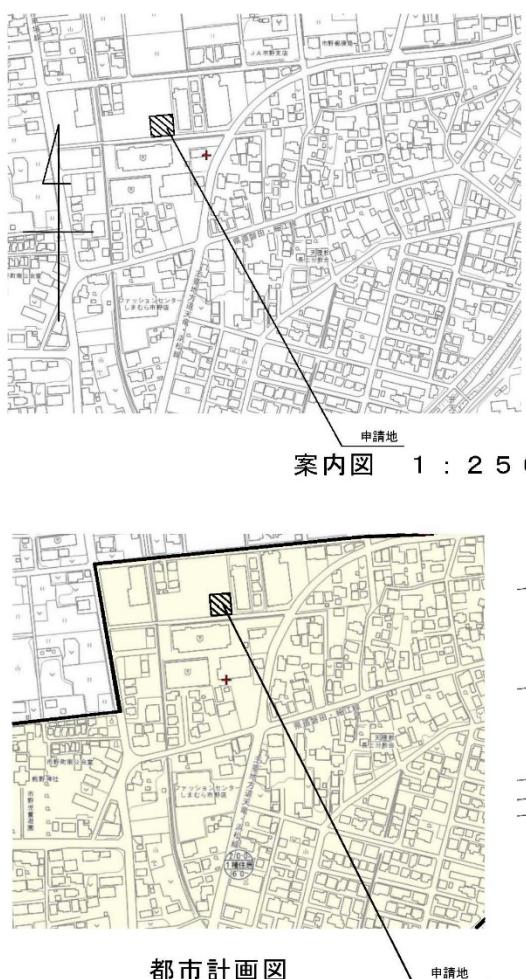
まちせん 太郎 様邸新築工事

- ・建設地
- ・現地調査、資料調査結果
- ・スクリューウェイト貫入試験結果等
- ・地盤の考察、判定
- ・地盤補強の有無

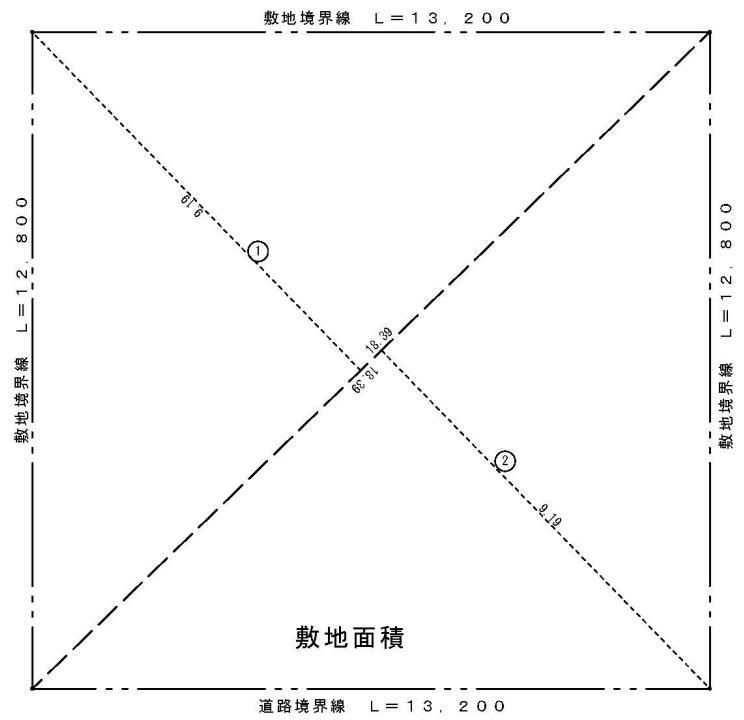
調査会社 ○○○○

図面表現の見方

- 赤字** : 「図面に明示すべき事項」として追加となる事項
- 赤枠
図面** : 法改正により添付が必要となる図書
- 青字** : 記載時の注意事項



k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	(株) 杉山一級建築士事務所 一級建築士 〇〇〇〇〇〇号 杉山激石	図面番号
			小村	杉山	1:100	図面名		
						配置図		/



建築床面積 : $8.00m \times 10.00m = 80.00m^2$

1階床面積 : $8.00m \times 10.00m = 80.00m^2$

10.000

8,000

2階床面積 : $8.00m \times 7.00m = 56.00m^2$

延べ床面積 : $80.00m^2 + 56.00m^2 = 136.00m^2$

7,000

8,000

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	18.39	9.19	169.0041	84.50205
2	18.39	9.19	169.0041	84.50205
合計			169.00410	
敷地面積			169.00	m^2

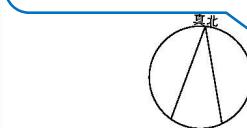
k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	(株) 杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○号 杉山漱石	図面番号 /
			小村	杉山	1:100	図面名 面積求積図		

採光補正係数の算定を記載してください。

- ・北面 2階採光補正係数の検討
0.8/1.241×6-1.4=2.467
- ・南面 1階採光補正係数の検討
4.6/1.753×6-1.4=14.34⇒3とする。
- ・東西面 1階和室採光補正係数の検討
3.3/4.891×6-1.4=2.64

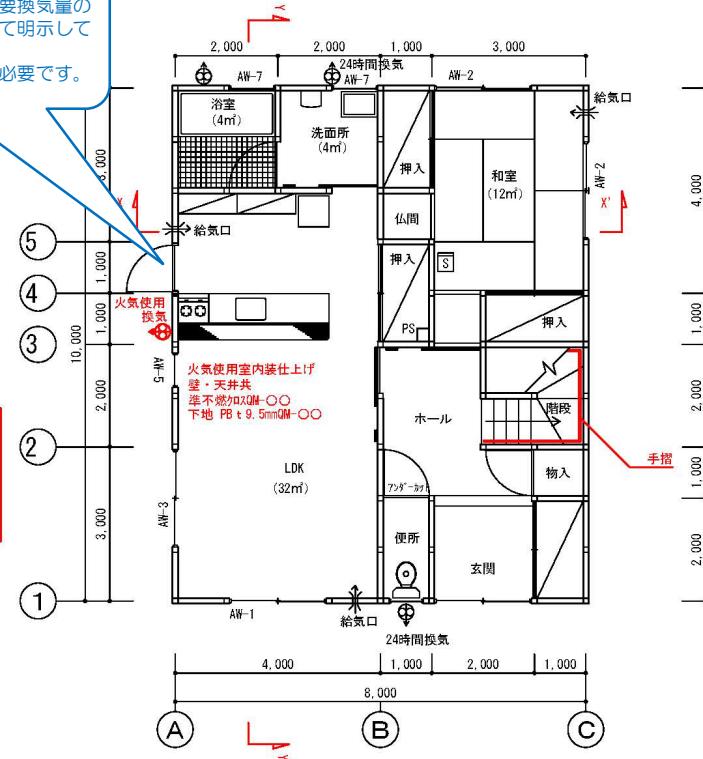
室名	床面積(m ²)	必要採光面積(m ²)	採光補正係数	総計	判断	必要換気面積(m ²)	総計	判断
LDK	32	4.57	3.0	AW-1 $1.8 \times 2.1 \times 3.0 = 11.34m^2$	O K	1.6	AW-1 $0.85 \times 2.1 = 1.78m^2$	O K
和室	12	1.71	2.64	AW-2 $1.8 \times 0.9 \times 2.64 = 4.27m^2$	O K	0.6	AW-2 $0.85 \times 0.9 \times 2 = 1.53m^2$	O K
洋室1	16	2.28	2.46	AW-2 $1.8 \times 0.9 \times 2.46 = 3.98m^2$	O K	0.8	AW-2 $0.85 \times 0.9 \times 2 = 1.53m^2$	O K
洋室2	12	1.71	3.0	AW-1 明らかに適合	O K	0.6	明らかに適合	O K
洋室3	12	1.71	3.0	AW-6 $1.8 \times 1.2 \times 3.0 = 6.48m^2$	O K	0.6	AW-4 $0.9 \times 0.9 = 0.81m^2$	O K

台所が、ガス仕様の場合は、必要換気量の検討及び換気設備の仕様について明示してください。
また内装制限についても記載が必要です。



有効換気量 400≥必要換気量 300.76
必要換気量=30KQ
K=(都市ガス) 0.93
Q=10.78

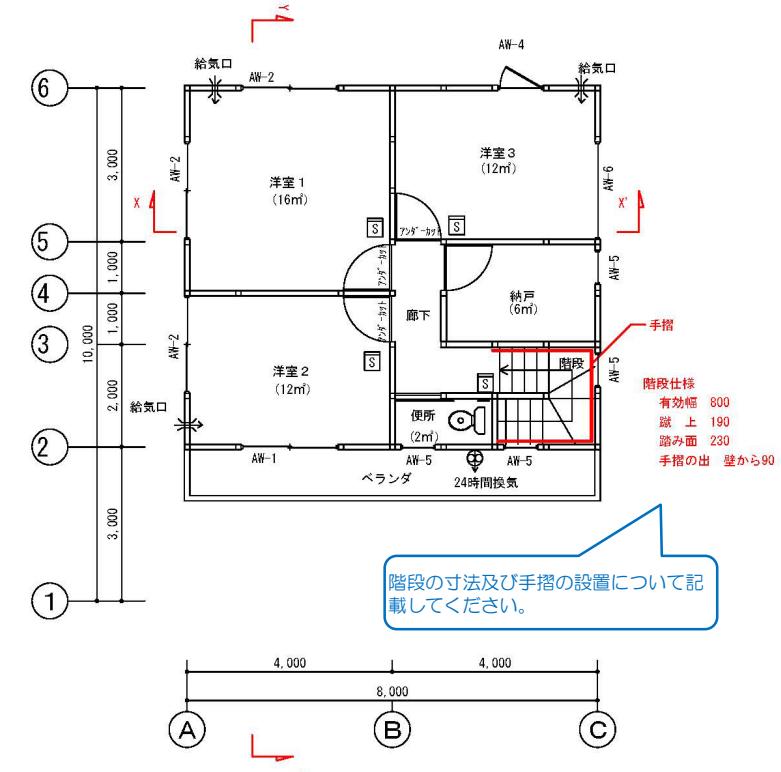
換気設備の仕様
有効換気量: 400m³
(P-U曲線による有効換気量)
換気フード
■ I型 □ II型
材質
□鋼製 ■SUS製 □その他()



1階平面図 1 : 100

■: 住宅用火災報知器
(煙感光電式) 標定品

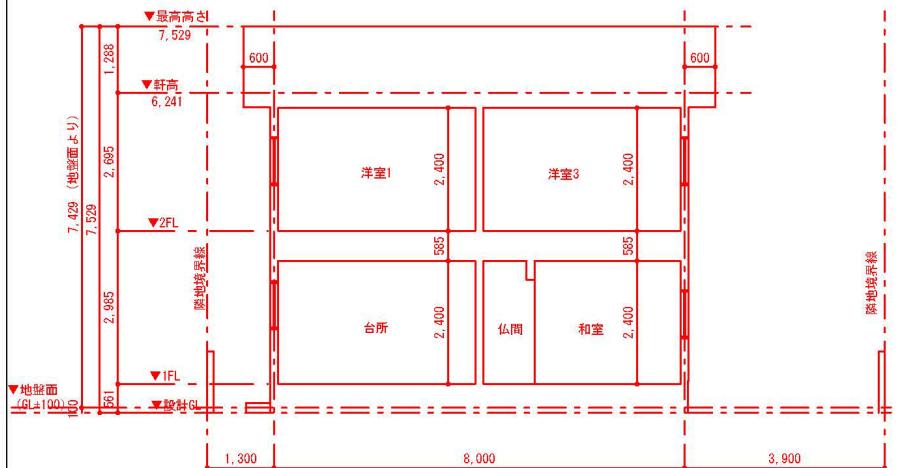
⊕: 換気扇



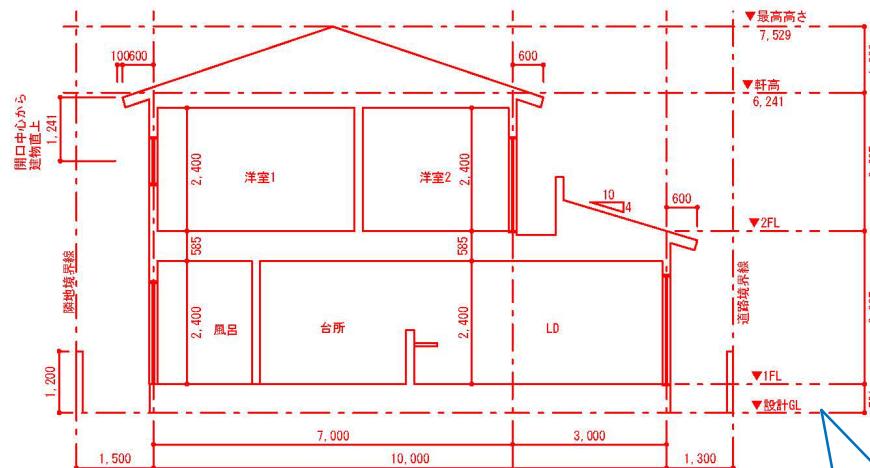
2階平面図 1 : 100

階段の寸法及び手摺の設置について記載してください。

k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	(株) 杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○○号 杉山漱石	図面番号
			小村	杉山	1 : 100	図面名 平面図		

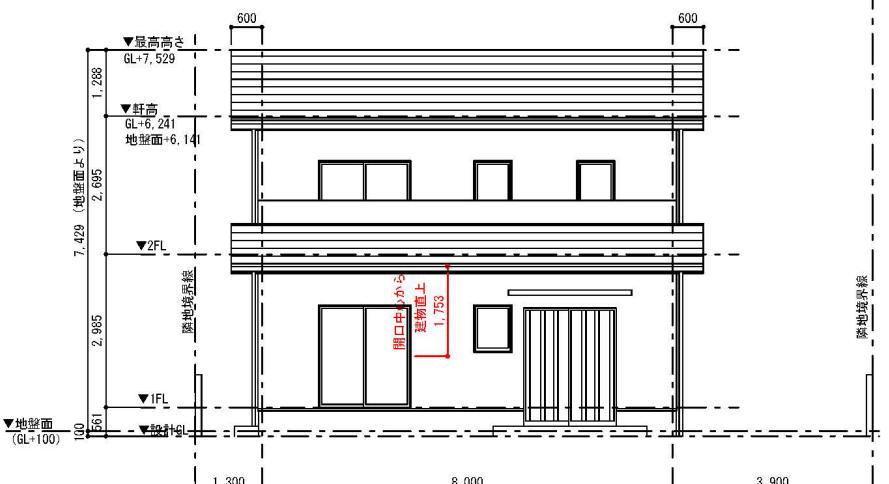


X-X' 断面図 1:100

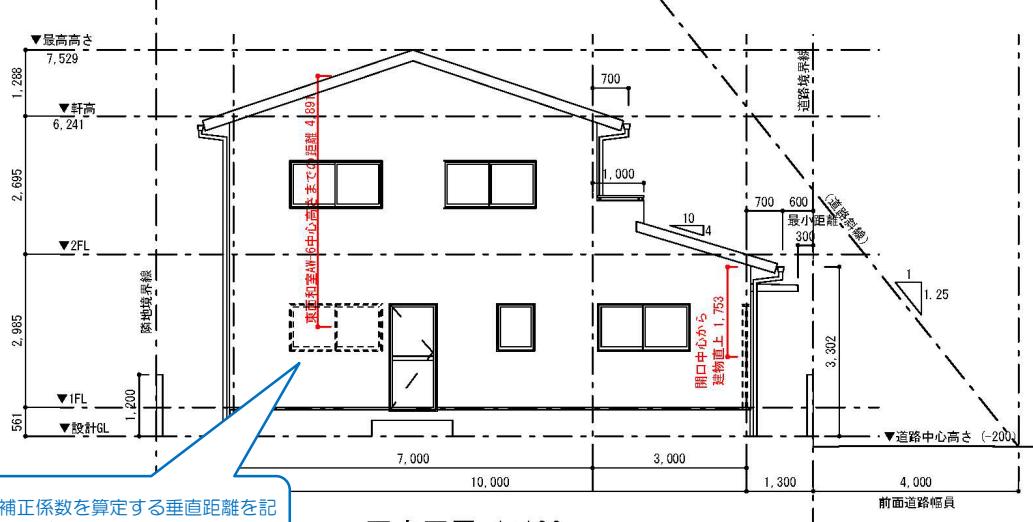


Y-Y' 断面図 1:100

立面図と断面図はそれぞれ2面以上の添付が必要です。



南立面図 1:100



西立面図 1:100

採光補正係数を算定する垂直距離を記載してください。

自然換気設備を用いる場合は、給排気口等の位置を記載してください。
機械換気設備による場合は不要です。

k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	(株) 杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○号 杉山漱石	図面番号
			小村	杉山	1:100	図面名		

法改正により添付が必要

「仕様表」（軸組工法用）として作成したものになります。
エクセルで入力が可能です。（HPよりダウンロード）

黄色枠内は、該当するものをチェック、緑色枠内は数値を記載してください。（自社の標準仕様にアレンジも可能）

仕様表

項目	小項目	仕様	標準記載もしくは記入	ただし書き等適用の場合
建築材料 (注第37条)	基礎コンクリート	JIS適合	設計基準強度F _c (N/mm ²)	18 ✓ 21 24 他()
	基礎配筋	JIS適合		✓ SD295 □ SD345
令第2章第2節 (令第22条)	高層の床の高さ及び防湿方法	防湿方法		✓ ねこ土台(有効換気面積75m ² /m) 換気口(5m以内ごとに300cm ² 以上)
令第3章第2節 (鋼構部材等)	鋼構部材の耐久 (令第37条)	鋼構耐力上主要な部分:腐食・腐朽・摩耗のおそれのあるものには腐食防止の措置	適合	
	基礎(令第38条)	支持地盤の種類	✓ 砂質地盤 □ 粘土質地盤	他() 地盤調査による
		支持地盤の厚さ	✓ GL= 0.5 m	地盤調査による
		地盤の許容地盤力	✓ 20KN/m ²	30KN/m ² 他() KN/m ²
		基礎の埋深	✓ べた基礎	基準埋深
		基礎上り及び底盤の補強筋	✓ フックあり	フックなし (鋼構計算等 ユニット鉄筋等) (平12建告1347号第2)
	地盤調査 (令第38条)	SWS試験	✓ 表面波探査	平板載荷試験 ボーリング調査
		現地調査(施行令第93条たゞ書きによる)		他()
		地盤改良	✓ 試当なし	表面改良 小径鋼管打
	屋根ふき材等 (令第39条)	屋根ふき材の固定方法	✓ 製46建告109号第1に適合	地盤説明書の添付は別途必要です。
		屋外に面する部分の飾石、タイル等の緊結方法(同上)	✓ 試当なし	現地調査により設計者が判断する方法も含まれます。
		太陽光システム等を設置した際の防錆処理	✓ 試当なし	試当あり(製46建告109号第2に適合)
木材(令第41条)	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	耐力上の欠点なし		
土台及び基礎 (令第42条)	最下階の柱の下部には土台設置 : 土台脚樋	スピーカー ✓ ピノキ	ヒバ	他() 土台なし(ただし書き適用)
	土台の寸法	✓ 120×120	105×105	他()
	土台は基礎に緊結(マーク表示生物又は同等認定品)	✓ アンカーガルト(M12)・座金(厚:4.5×40角×14等)等により緊結		50mm以下の平面にて
	人通口部の壁頭部補強	✓ 幅9mm以上の補強筋を記載		
柱の小径 (令第43条)	主要な柱の材種	✓ スギ	ヒノキ	米松 他()
		柱の必要小径	1階: 90 2階: 90	柱の小径の基準に適合(下記に記載) 在の小径の基準に適合(他図書に記載)
		柱の小径	1階: 105 2階: 105	
		横梁材幅距離	1階: 2835 2階: 2626	
		柱の各方向に西面(構造用合板・有こうボード等)が取りつく		壁量計算書等に明示している場合は数値の記入は不要です。
はり等の梁架材 (令第44条)	柱断面1/3以上欠き取る場合は直切に補強する	適合		
筋かい(令第45条)	2階建てのすみ柱は通し柱または同等の補強をする	適合		
	有効長比(最大値)は150以下	✓ 柱サイズ105×105(横梁材幅距離 4845 以下のため有効長比150以下に適合)		
		✓ 柱サイズ120×120(横梁材幅距離 5195 以下のため有効長比150以下に適合)		
柱の小径組(小口組みに振れ止めを設ける)	中央部下側に耐力上支障のある欠込み無し	適合		
筋かい(令第45条)	筋かいの欠込み無し(欠き込みする場合は筋かいをたすき掛けで必要な補強を行なう)	使用なし ✓ 45×90	90×90	他()
鋼構耐力上必要な組組 (令第46条)	主要な梁の材種	✓ スギ	ヒノキ	米松 他()
	主要な梁の寸法	✓ 寸法: 120×120~300		他図書に記載
	床組	✓ 構造用合板t24	構造用合板t28	他()
	小豆口組(小口組みに振れ止めを設ける)	✓ 平28図文告691号に適合		
組手・仕口(令第47条)	筋かい部	✓ マーク表示生物又は同等認定品		平12建告1460号仕様
	耐力壁側柱頭・柱脚	平12建告1460号に適合		鋼構計算により適合(平12建告1460号たゞ書き)
	その他の柱頭・柱脚	✓ N値計算による(マーク表示生物又は同等認定品に適合)		
防腐措置 (令第49条)	その他の主要な部分はボルト継ぎ、かすぎ打ち等で緊結	平12建告1460号に適合		
	鉄鋼モルタル下地等の防水措置	✓ 試当なし	✓ 試当あり(防水紙等を使用)	
	構造耐力上主要な部分の柱・筋かい・土台のうち地盤から1mの範囲で防腐・防錆処理を施す	適合		
建築設備等	建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)	昇降機以外の建築設備の構造方法	✓ 平12建告1388号および同左第5改正(平24図文告1447号)の構造方法に従い設置し適合	
	給水・排水その他の配管設備 (令第129条の2の4)	該当なし		
	ガス設備	都市ガス プロパンガス 市圧ガス	ガス甲斐法第162条に適合 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則44条の規定に適合 圧縮天然ガス容器(内容量120L未満)を家庭用設備として設ける場合、	
	電気設備	注第32条	建築物の電気設備 電気設備なし 電気事業者第39条1項、電気設備に関する技術基準を定める命令に適合	※静岡県の場合
特定行政庁の条例・規則	注第40条	県条例第10条の2 壁量計算	✓ 壁量計算: 地盤係数1.2倍を考慮して適合	
	注第41条			

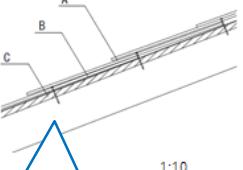
作成日 承認 設計 緯尺 工事名称

岡山名 仕様表

耐火構造等の構造詳細

「仕様表」(軸組工法用)作成例

「標準矩形図」作成の場合は不要です



一般的な構成図になります。
自社の標準図に貼りかえるなどアレンジも可能です。

屋根

屋根の構成材

A	屋根材	平板スレート NM-〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/>	表示仕様	
<input type="checkbox"/>	防水紙	アスファルトルーフィング940
C	野地板	構造用合板t12
	専用	90×90φ910
	平木	45×75φ455

バルコニー屋根の構成材

A	大臣認定番号 DR-〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/>	仕上材 FRP防水
<input type="checkbox"/>	表示仕様(不燃)

大臣認定仕様か表示仕様かを記載してください。

軒

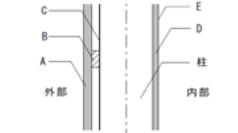
準防火構造等の底版のおそれのある部分(該当する場合)

A	大臣認定番号 QF030R5-〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/>	仕上材 FRP防水
<input type="checkbox"/>	表示仕様

外壁

延版のおそれのある部分

A	大臣認定番号 PC030BE-〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/>	表示仕様



仕様を記載してください。

構

屋外側

A	外装材 雨傘系サイディングt18
B	耐候(透氣層)t18
C	遮湿層 遮湿防水シート

屋内側

D	内装材 石こうボードt12.5
E	仕上 ピュールクロス貼

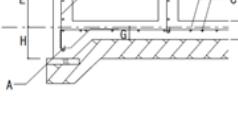
基礎

立上り主筋

A	本数一律 1-D13
<input checked="" type="checkbox"/>	人通口部の壁頭部補強 幅9mm以上の補強筋を記載

せん断補強筋

B	本数一律 1-D10
<input type="checkbox"/>	ピッチ 300



底盤補強筋

C	配筋方法 シングル 無辺方向 D13×300 短辺方向 D13×300
---	---

基礎の寸法

D	立上り基礎幅 150
E	地上高さ 400
F	延壁厚さ 150
G	基礎の底盤の厚さ 100
H	取入れ深さ 250

(株)〇〇建築士事務所

一級建築士 〇〇〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇

図書番号

法改正により添付が必要(仕様表の代替)

※精算規制図に記載の内容（一部）を別途、仕様表にとりまとめて記載することも可能です。

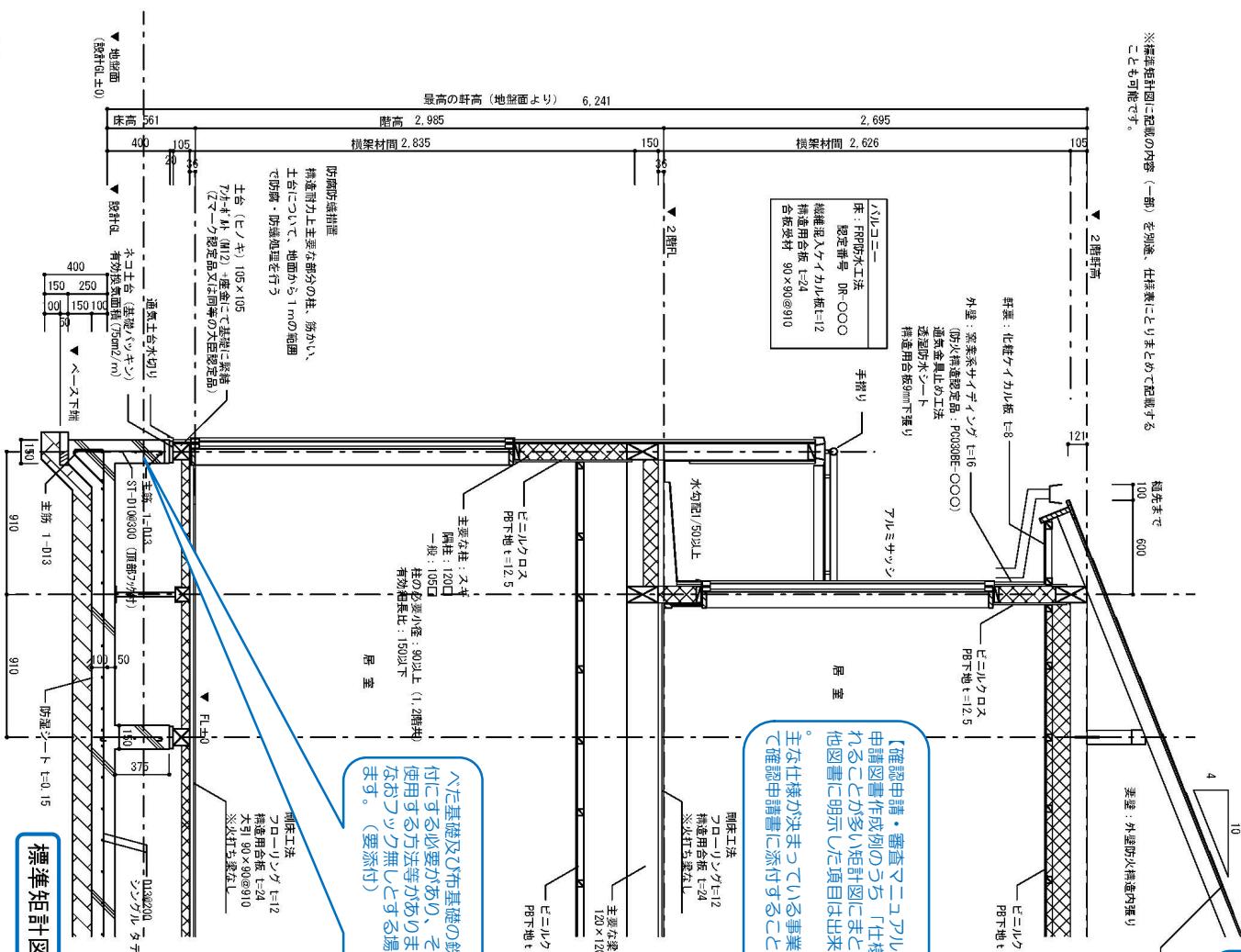
屋根：平板スレート板葺き（不燃：NII-OO）
アスファルトルーフィング
野地板：構造用合板 t=12
4/10

「標準矩計図」作成例

「江様」作成の場口は不要です

標準矩計図

■構造部力上重要な部分の剛性	筋骨等防止措置を行う
■屋根ふき材の固定方法等	明4規告[10号第1]に適合
■屋外に面する部分のターケル等の繋結方法	明4規告[10号第2]に適合
■大爆破システム等を設置した際の防護処理	明4規告[10号第2]に適合
■木材の規格(JGS)又は等級無無数材	無等級材、精良上の規格のないものとする
■柱・樋架材・筋かいの欠み等	柱頭面を1/32以上欠き取る場合は直角に切削をする 柱頭面は中央部下側に耐力上支障のある欠みをしない 筋かいの欠みが2mm以上ある場合は「オキ掛け」必要な補強を施す
■筋かい、組手・土口等木造のその他の規定	筋かいの端部 □マク表示金物又は同等認定品 而ア型柱・組手・柱脚 □マク表示金物又は同等認定品
■主要構造部に使用する鉄筋建築材料	□平12国交告[460号]仕様 その他主要な部材はドットレーヨン、かすがい打い等で緊結 ■平H12国交告[460号]仕様
■建築機械の構造方法(リ降機以外)	JIS、JASS規格又は国土交通省大臣認可品を使用し、法規規格に適合
■給水・排水・その他の設備機器の設置及び構造	■令第129号の2の第1項に適合
■室内給水・排水管設備の設置	□台所・便所廻り・洋洗面・浴室廻り □給排水設備なし
■給水装置、給水・給湯材料	■平13建告[1388号]に適合 ■平13建告[1393号]に適合
■排水設備、排水・水管材料	■平13建告[1397号]、下水道法第10条第3項及び同法施行命令第6条に適合
■ガス設備	■内ガス配管設備の記載 □各所通り □他() □ガス設備なし
■瓦気設備	■市ガス、ガス事業法第162条に適合 □プロパンガス、液化石油ガスの保安装置(内容積20L以上[20L未満])を家庭用設備として設ける場合 □高圧ガス ■高圧ガス保安法第44条に適合
■電気設備	■電気事業法99条項、電気設備に定める法令に適合 □電気設備なし



べた基礎及び基礎壁の鉄筋の繋結方法は原則フック付にする必要があり、それ以外にはユニット鉄筋を使用する方法等があります。なおフック無しとする場合は構造計算が必要になります。（要添付）

地盤説明書の添
別途必要です。

地盤・耐震力・基礎仕様

地盤調査書 ■ SDS試験 □ 露天踏み入試験 □ 平板載荷試験

地盤種別 ■ 砂疊、□砂、□粘土、□シルト、□岩盤

地盤の長期耐荷能力度 28(N/m) 地盤調査報告書による

地盤改良 ■ 無し □ 有り (資料添付)

地盤の長期容荷能力度 基礎の形状

□ 20kN/m²未満 良基盤

■ 20kN/m²以上 30kN/m²未満 基盤ぐいへた基盤

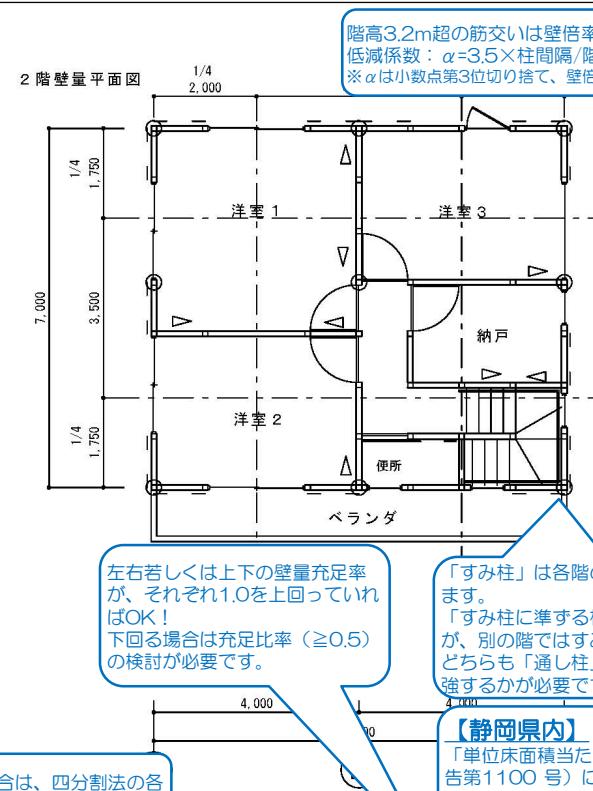
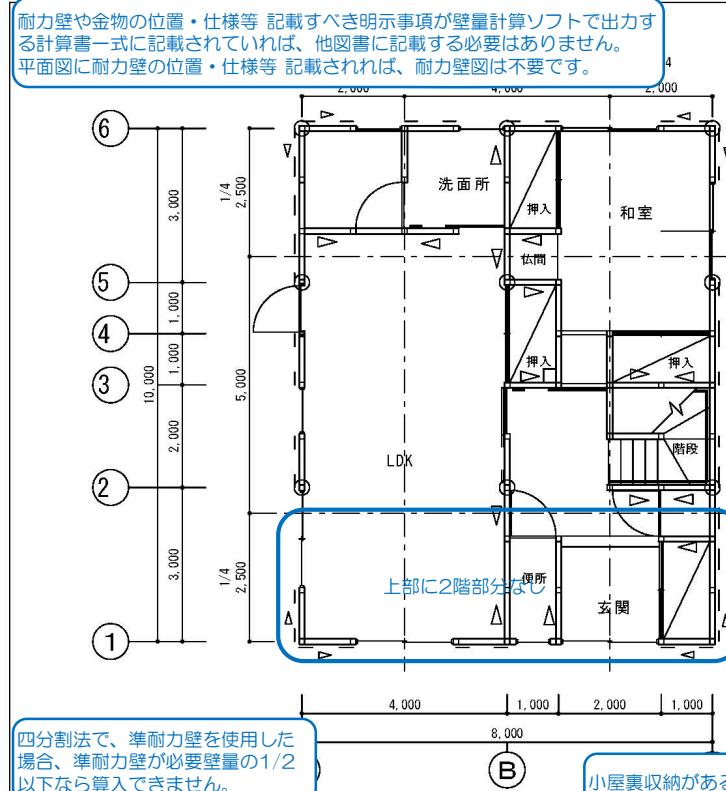
□ 30kN/m²以上 基盤ぐい、へた基盤、布基盤

基礎仕様

コンクリート設計基準強度 ■ Fc21 □ Fc24 □ ()

養筋規格 ■ SD295a □ SD345

開口補強 1-D10 (人道口廻り等)



耐力壁の壁倍率は最大7倍まで考慮可能になります。準耐力壁は各階・各方向の1/2以下の範囲内で任意に算入できますが、準耐力壁の基準の確認などが必要となるため、耐力壁のみで満たす方法を推奨します。

例	壁の構造	筋かいの構造	倍率
W1	構造用合板	木材45×90片方向	2.0
W2	構造用合板	木材45×90片方向	4.0
W3	構造用合板	木材45×90片方向	2.5
W4	構造用合板	木材45×90片方向	2.5
W5	大臣認定品 FRM-OO	木材45×90片方向	2.7

※構造用合板はN50釘にて@150以下で施工。
○印の付く柱は通し柱とする。

1階床面積算定
 $8m \times 10m = 80m^2$

2階床面積
 $8m \times 7m = 56m^2$

1階 1/4床面積算定
X方向上 2.5×8=20m²
X方向下 2.5×8=20m²
Y方向左 2×10=20m²
Y方向右 2×10=20m²

【静岡県内】
「単位床面積当たりの必要壁量」（昭56年建告第1100号）により算定した係数と条例による割増1.2を別に記載する等、条例の適合が確認できる記載してください。

必要壁量算定表

床面積（地震力）に対する必要壁量		係数 (cm/m)	必要壁量 (m)
階	方向		
2	X	56	23
2	Y	56	23
1	X	80	36
1	Y	80	36

見付面積(風圧方)に対する必要壁量

見付面積 (m) ²		乗ずる係数	必要壁量 (m)
階	方向		
2	X	14.84	50
2	Y	23.12	50
1	X	42.95	50
1	Y	48.49	50

■ 一般区域
□ 特定行政が指定する軟弱地盤区域
(一般区域の1.5倍)
□ 特定行政が指定するその他の区域
■ 静岡県建築基準条例による割増(×1.2倍)
見付面積(風圧方)による条件
□ 特定行政が認めた風区域
■ 上記以外

柱の小径 (mm)

令第43条第1項、6項、平12建告1349号第一第2項		
1階:105 (必要90以上)	2階:105 (必要90以上)	
1階:105 (必要90以上)	2階:105 (必要90以上)	

柱の小径について、仕様表等に記載されている場合は不要です。

柱の小径 (mm)
令第43条第1項、6項、平12建告1349号第一第2項
1階:105 (必要90以上)
2階:105 (必要90以上)

壁量と1/4バランスの計算

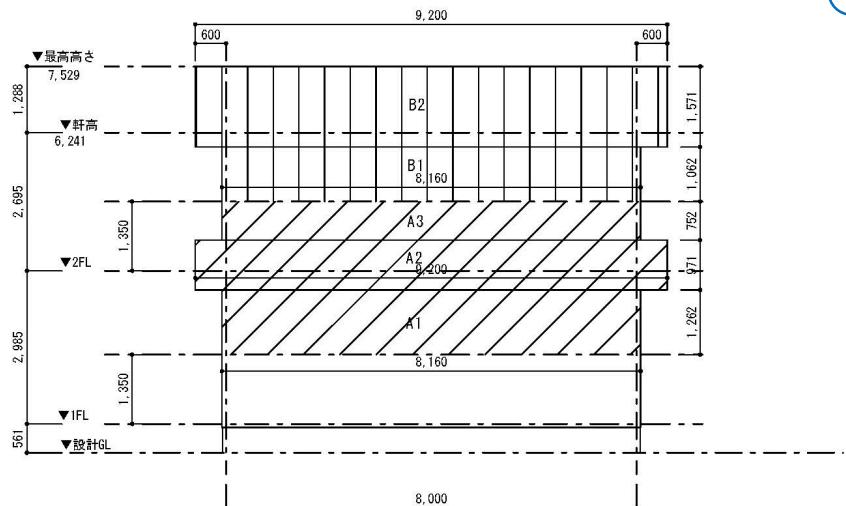
耐力壁の存在壁量									
方向・階	ゾーン	記号	種類	壁倍率	壁の実長	存在壁量	小計	床面積	地震力に対する有効壁量とバランスのチェック
X軸方向2階	上1/4	W3	構造用合板	2.5	4	10	10	14	27.6 3.87 2.56
	中央	W1	片筋かい	2.0	5	10			
	下1/4	W3	構造用合板	2.5	3	7.5	7.5	14	27.6 3.87 1.93
	合計						27.5	56	27.6 15.46 1.77
Y軸方向2階	左1/4	W3	構造用合板	2.5	3	7.5	7.5	14	27.6 3.87 1.93
	中央	W1	片筋かい	2.0	3	6			
	右1/4	W3	構造用合板	2.5	3	7.5	7.5	14	27.6 3.87 1.93
	合計						21	56	27.6 15.46 1.35
X軸方向1階	上1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9			
		W3	構造用合板	2.5	2	5	20	20	43.2 8.64 2.31
		W1	片筋かい	2.0	3	6			
	中央	W1	片筋かい	2.0	6	12			
		W3	構造用合板						
	下1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	13.5	20	27.6 5.52 2.45
		W3	構造用合板	2.5	1	2.5			
		W1	片筋かい	2.0	1	2			
合計						45.5	80	27.6 34.56 1.31	
Y軸方向1階	左1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	19	20	43.2 8.64 2.19
		W3	構造用合板	2.5	4	10			
	中央	W1	片筋かい	2.0	5	10			
	右1/4	W4	構造用合板+片筋かい	4.5	2	9	21.5		43.2 8.64 2.48
		W3	構造用合板	2.5	5	12.5			
	合計						50.5	43.2	34.56 1.46

1階の側端部分上部に2階部分が存在しない場合は、平屋建てとして計算します。

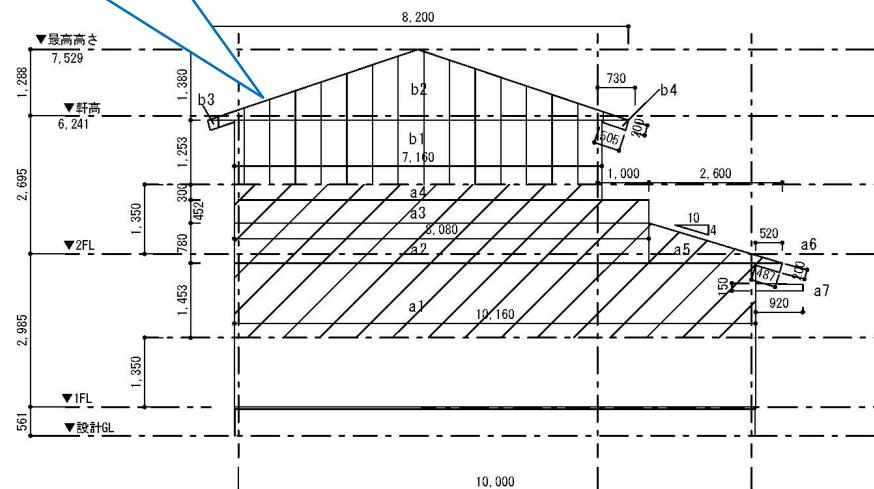
工事名称
図面名 壁量計算表
(株) 杉山一級建築士事務所
一級建築士 ○○○○○○号
杉山漱石

k j m

図面番号



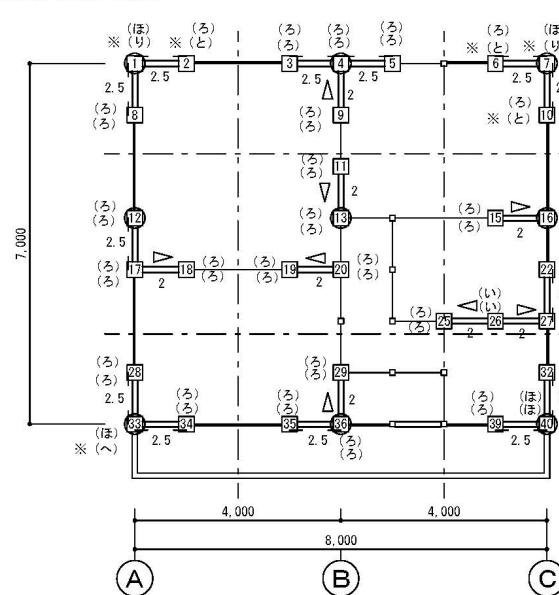
各階の床面から1.35m以下の部分を除いた面積が、見付面積になります。
見付面積は、壁の厚さや屋根の厚さを考慮して算出します。



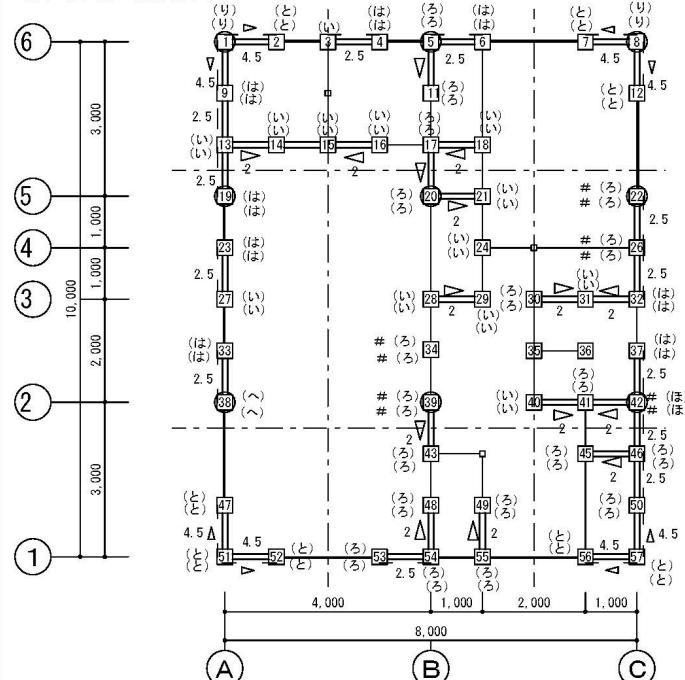
見付面積表					
方向	階	面積		計	累計
X	2	b1	7.16×1.253	8.971	14.84
		b2	$8.2 \times 1.381/2$	5.662	
		b3	0.505×0.2	0.101	
		b4	0.505×0.2	0.101	
I	1	a1	10.16×1.453	14.762	42.95
		a2	8.08×0.78	6.302	
		a3	8.03×0.452	3.652	
		a4	7.16×0.3	2.148	
		a5	$2.6 \times 0.78/2$	1.014	
		a6	0.487×0.2	0.097	
		a7	0.92×0.15	0.138	
Y	2	B1	8.16×1.062	8.666	23.12
		B2	9.2×1.571	14.453	
	1	A1	8.16×1.262	10.298	48.49
		A2	9.2×0.971	8.933	
		A3	8.16×0.752	6.136	

法改正により添付が必要

2階柱頭柱脚金物算定平面図



1階柱頭柱脚金物算定平面図



1階 柱頭柱脚金物算定表

2階 柱頭柱脚金物算定表

1階 柱頭柱脚金物算定表

2階 柱頭柱脚金物算定表

1階 柱頭柱脚金物算定表

2階 柱頭柱脚金物算定表

柱の柱脚・柱頭の金物算定について、必要壁量に対する準耐力壁等の割合が1/2以下の場合には、準耐力壁の算入は任意です。

ただし、壁倍率1.5を超える準耐力壁等は考慮が必要です。

壁倍率が7倍超の軸組については、実態上の倍率を用いて検討する必要があります。

■金物計算表 記号の説明

- ・方向 - 柱に斜め方向の耐力壁が取り付く場合は方向が「Z1方向」「Z2方向」となります。（最大斜め2方向まで）
- ・パターン - 柱両側の耐力壁の取り付けを表しています。
X:筋かいシングル / O:面材耐力壁
- ・2階柱状況 - () 表記は、1階の柱から見た2階の柱の平面位置を表しています。
- ・接合金物（柱頭・柱脚） - #は1階柱の金物をよりN値の大きい2階柱の金物に合わせたことを表しています。
(2階柱の引抜き力を土台・基礎に伝達する必要があるため)
- ※は2階柱脚金物をよりN値の大きい1階柱頭の金物に換えたことを表しています。
(1つの金物で上下階の柱を接合するため)

■ 使用金物一覧

N	金物名 (同上)	略称
0	(い) 短ほぞ差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	カスガイ
~0.65	(ろ) 長ほぞ差し込み栓又はかど金物OP-L、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	GP-L
~1.0	(は) 山形ブレートPX又はかど金物CP-T、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	VP
~1.4	(に) 羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘なし)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F2
~1.6	(ま) 羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F
~1.8	(へ) 10KN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B10
~2.8	(と) 15KN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15
~3.7	(ち) 20KN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B20
~4.7	(り) 25KN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B25
~5.6	(ぬ) 15KN引き寄せ金物×2、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15×2
5.6超		

柱脚金物のうち、引抜耐力が10KNを超える木
一ルダウン金物を使用する場合は、基礎と直接
アンカーボルトで緊結する必要があります。

工事名称

図面名

柱頭柱脚金物算定

k j m

作成日

承認

設計

縮尺

杉山

1 : 100

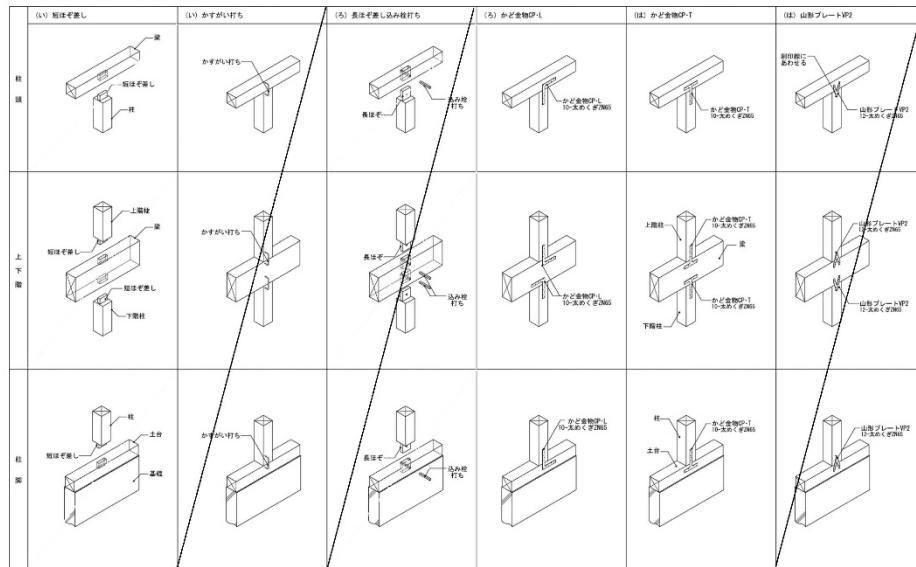
(株) 杉山一級建築士事務所

一級建築士 ○○○○○○号

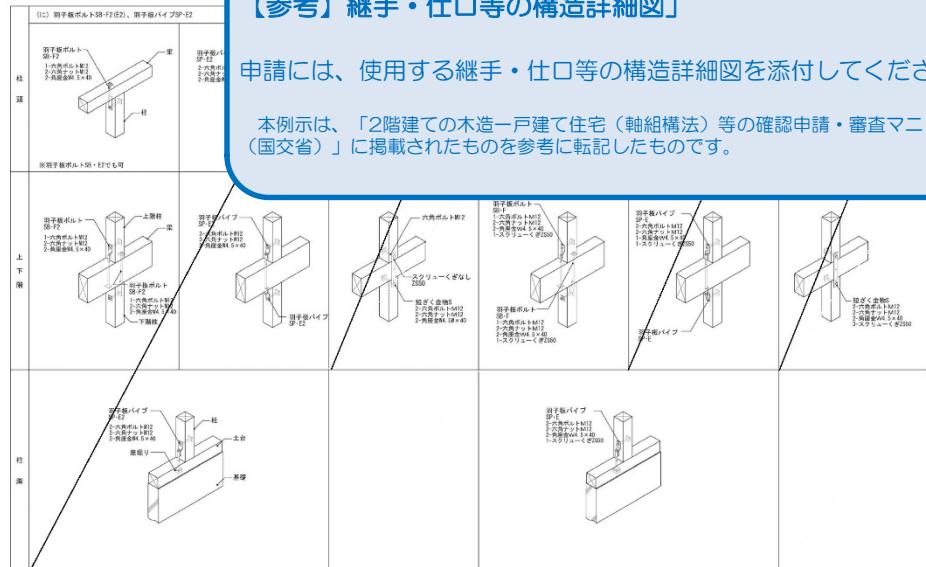
杉山漱石

図面番号

■ 継手及び仕口の構造方法 (1)



■ 継手及び仕口の構造方法

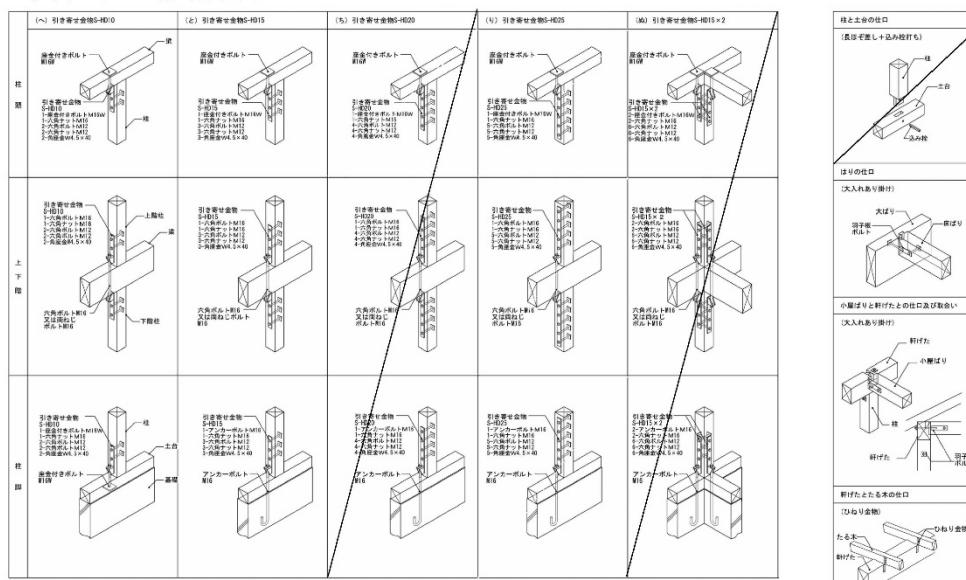
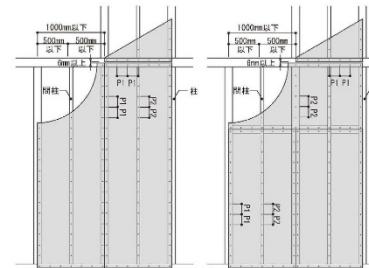


【参考】継手・仕口等の構造詳細図

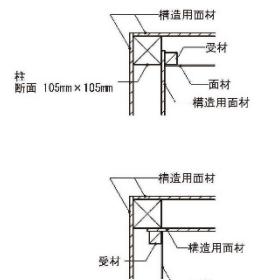
申請には、使用する継手・仕口等の構造詳細図を添付してください。

本例示は、「2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル（国交省）」に掲載されたものを参考に転記したものです。

■ 継手及び仕口の構造方法 (3)

○ 軸組の構造方法
構造用面材との取合い

構造用面材の隅部の取合い



構造用面材の種類	厚み (mm)	釘の種類	外周部くぎ間隔P1	中央部くぎ間隔P2	壁倍率	仕様
構造用合板	9mm以上	CN50	75mm以下	150mm以下	3.7	大壁、大壁床勝ち
構造用合板	7.5mm以上	N50	150mm以下	150mm以下	3.3	真壁、真壁床勝ち
構造用合板	5mm以上※	N50	150mm (真に打付)	150mm (真に打付)	2.5	真壁、真壁床勝ち
				150mm以下	1.5	真真壁
				150mm以下	2.5	大壁、大壁床勝ち

※屋外は、7.5mm以上

構造用合板 (JAS規格品) 1級、2級

筋交いとの取合い

柱断面 105mm x 105mm

柱面材

面材

構造用面材

柱面材

受材

面材

構造用面材

柱面材

面材

構造用面材

柱面材

受材

建築物省エネ法に適合することを確認できる通知書等（写し）の添付が必要です。

法改正により添付が必要

①～④のいずれかを選択して添付してください

①仕様基準等により省エネ基準適合が確認できる設計図書等

②省エネ適合性判定通知書及び計画書の副本

③設計住宅性能評価書（断熱等・一次エネルギー消費量等級）

④長期優良住宅認定通知書 もしくは 長期使用構造等である旨の確認書

次ページを参照

当センターで交付を受けた場合は添付不要

手続き合理化※の為に、省エネ適判、設計評価、
長期優良住宅等も まちセンにお任せください!!

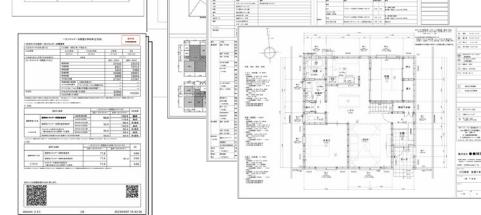
※：②③④の申請書に、委任状兼同意書等を添付してください。

当センター以外で②③④の通知書等の交付を受けた場合は、通知書及び図書等の添付が必要となります

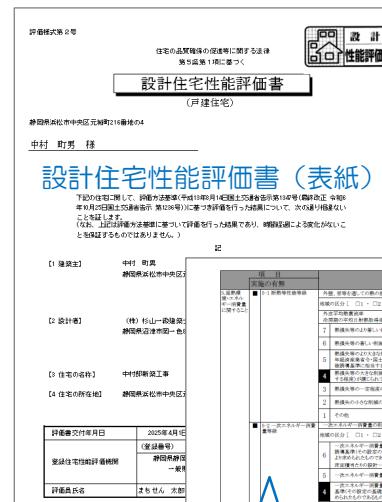
②省エネ適合性判定通知書及び計画書の副本



副本（計画書・添付図書）
確認申請時に提出が必要

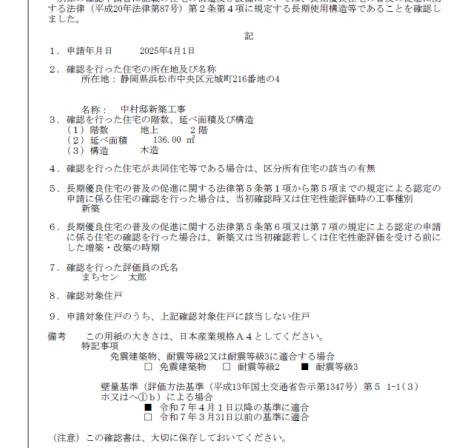


③設計住宅性能評価書
(断熱等・一次エネルギー消費量等級)



「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の
等級が表示されたページを添付してください。

④長期優良住宅認定通知書 もしくは
長期使用構造等である旨の確認書



省エネ性能を「仕様基準」により評価する場合の作成例

建設地域区分の「仕様入力シート」を選択して、必要項目を入力することで、省エネ基準適合が自動判定されるツールが、国交省のHPで掲載されております。
「印刷」ボタンにより出力した帳票を、申請書に添付する為の図書としてご利用頂けます。「仕様表 兼 設計内容説明書」として、ご利用頂けますので是非ご活用ください。

「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

省エネ性能を「仕様基準」により評価する場合添付が必要

仕様表 木造戸建て住宅(仕様基準)

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」にて作成

基本情報

申請する建築士名	杉山漱石	記入日	2025年 4月 1日	会社名	杉山一級建築士事務所
事務所登録		建築士番号	1級建築士 0000号	物件名	
地域の区分	7地域	建設地	静岡県 静岡市		

外皮基準:断熱仕様

部位	断熱工法	断熱材 種類	厚さ[mm]	熱抵抗[m ² ·K/W]		備考
				設計値	基準値	
屋根	軸組充填	グラスウール断熱材 通常品24-38	200	5.2	4.6	-
天井	-	-	-	-	-	該当部位
壁	軸組充填	グラスウール断熱材 通常品24-38	100	2.6	2.2	-
床	外気に接する部分	-	-	-	-	該当部位なし
	その他の部分	軸組充填 硬質ウレタンフォーム断熱材 3種1号C I、C II	60	2.5	2.2	-
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	/	-	-	-	該当部位なし
	その他の部分	/ 外皮（開口部）は、建具及びガラスの仕様に基づき評価する方法や、特定メーカーの仕様で評価する方法などがあります。	-	-	-	該当部位なし

外皮（開口部以外）は、「熱抵抗基準」を選択すると、断熱材のみで評価できます。

断熱材や窓・ドアの入力方法を「直接入力」とする場合は、性能が確認できる製品カタログや自己適合宣言、試験成績表等の資料添付をお願いします。

外皮基準:窓

部位・地域・窓の設置場所	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様	日射取得 /日射遮蔽	熱貫流率[W/(m ² ·K)]		備考
					設計値	基準値	
窓	1~4地域	-	-	/	-	-	-
	有効なひさし、軒等がある所に設置する窓	-	-	/	-	-	該当窓なし
	5~8地域 有効なひさし、軒等がない所に設置する窓	熱貫流率Uが最大	樹脂又は木と金属の複合材料製建具	二層複層ガラス Low E	ガスの封入されている 14 mm未満	日射取得型 2.9	4.7 0.51 0.59 -
		日射熱取得率η _q が最大	樹脂又は木と金属の複合材料製建具	二層複層ガラス Low E	ガスの封入されている 14 mm未満	日射取得型 2.9	4.7 0.51 0.59 -

外皮基準:ドア

部位	枠の仕様	戸の仕様	ガラスの仕様・中空層の仕様	熱貫流率[W/(m ² ·K)]		備考
				設計値	基準値	
ドア	金属製熱遮断構造	金属製断熱フラッシュ構造 戸内ガラスあり	Low-E二層複層ガラス ガスの封入されている 10 mm以上	2.3	4.7	-

一次エネルギー消費量基準:設備仕様

設備の種類	性能の確認が必要な設備を選択した場合は、仕様がわかる製品カタログ等の資料添付をお願いします。				備考
	暖房設備	冷房設備	換気設備	給湯設備	
暖房設備	暖房方式 居室のみを暖房	設備仕様	(主たる居室)ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い) 又は(ろ) のもの 【その他の居室】ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い) 又は(ろ) のもの		
冷房設備	冷房方式 居室のみを冷房	設備仕様	(主たる居室)ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い) 又は(ろ) のもの 【その他の居室】ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い) 又は(ろ) のもの		暖冷房や照明設備など、入居者設置などで完了検査時点に設置が行われない場合は、「設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)」を選択してください。
換気設備	換気方式等 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの				
給湯設備	機器の種類、効率 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】				
照明設備	照明設備の種類 非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している		照明設備の対象は、非居室のみです。		

面積や金額等の数字は全て、小数点以下を四捨五入して
整数で記入してください

規定による

（第一面）
建築工事届
（第一面）

提出日を記入してください
(確認申請日とあわせる必
要はありません)

2024 年 10 月 1 日

宛先は、〇〇県 知事です

静岡県

知事 様

建築主

氏名	中村 町男	
郵便番号	430	- 0946
住所	静岡県浜松市中央区元城町216番	
電話番号	053	- 459 - 2070

建築主が複数名の場合は、
代表となる建築主を記入し
てください

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名	代表取締役 小村 一葉	
営業所名（建築士事務所名）	小村建設株式会社	
郵便番号	422	- 8067
所在地	静岡県静岡市駿河区南町14番地	
電話番号	054	- 202 - 5570
担当者の氏名	小村 次郎	
担当者の電話番号	054	- 202 - 5570

施工者が決まっていない場
合、設計者又は代理者を記
入してください

工事届の内容がわかる方を
記入してください

工事監理者

氏名	杉山 漱石	
営業所名（建築士事務所名）	杉山一級建築士事務所	
郵便番号	410	- 0012
所在地	静岡県沼津市岡一色816番地の1	
電話番号	055	- 928 - 7

建築確認

確認済証番号	第
確認済証交付年月日	年 月
確認済証交付者	

建て直し、一部分除却工事がある場合
(建築工事が伴う時)は、「工事届除去
工事施工者」「第三面【2. 除却建築物
の概要】」を記入してください。
建築工事がない時(建築工事届を提出
しない時)は、建築除去届を忘れず
に!

除却工事施工者

氏名	代表取締役 小村 一葉	
営業所名	小村建設株式会社	
郵便番号	422	- 8067
所在地	静岡県静岡市駿河区南町14番地	
電話番号	054	- 202 - 5570
担当者の氏名	小村 次郎	
担当者の電話番号	054	- 202 - 5570

工事届の内容がわかる方
を記入してください

※受付経由機関記載欄

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

イ. 着工予定期日	年 1月 15 日
ロ. 工事完了定期日	年 6月 30 日

建築主が「会社」であるときのみ記載してください

「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます

【2. 建築主】

イ. 建築主の種別	<input checked="" type="checkbox"/> (1) (2)都道府県 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> (5)会社でない団体	<input type="checkbox"/> (3)市区町村 <input checked="" type="checkbox"/> (6)個人
ロ. 資本の額又は出資の総額	<input type="checkbox"/> (1) 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> (2) 1,000万円以上 <input type="checkbox"/> (3) 3,000万円超～1億円以下 <input type="checkbox"/> (4) 1億円超～	

1つのみチェックしてください
(増築と改築とを同時に行うときは、床面積の大きい方の工事によって区分してください)

【3. 敷地の位置】

イ. 地名地番	静岡県 三島市
ロ. 都市計画	<input checked="" type="checkbox"/> (1)市街化区域 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (3)区域区分非設定都市計画区域 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (5)都市計画区域及び準都市計画区域外 <input type="checkbox"/>

一敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください 例)

01..居住専用住宅(住宅、住宅附属建築物(物置、車庫等))

02..居住専用準住宅(寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物(物置、車庫等))

【4. 工事種別】

(1)新築 (2)増築

【5. 主要用途】

01

(注意欄に記載の記号)

「多用途」は、3以上の用途がある場合に✓をしてください

【6. 一の建築物ごとの内容】

イ. 番号	1
ロ. 物件名	中村様邸
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	<input type="checkbox"/> 多用途 <input type="checkbox"/> 多用途

疑義照会等の問い合わせをスムーズに実施する為、暫定的な名称で結構ですのでなるべく記入してください

二. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)	01
ホ. 工事の予定期間	7 月間

1の建築物に既存部分を含めて複数の用途が存在する場合、最大の床面積の用途を記入してください

ヘ. 工事部分の 床面積の合計	120 m ²
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)	① 用途 床面積 m ² ② 用途 床面積 m ² ③ 用途 床面積 m ²

床面積大きい順に3種類の用途(既存部を含む)を記入してください※単独は記入不要

チ. 建築工事費予定期額	3,800
リ. 新築工事の場合における地上の階数	2 階

工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最大の部分の構造について記入してください

01..木造
02..鉄骨鉄筋コンクリート造
03..鉄筋コンクリート造
04..鉄骨造
05..コンクリートブロック造
06..その他

ヌ. 新築工事の場合における地下の階数	地下 階	地下 階
---------------------	------	------

新築工事の場合のみ敷地面積記入してください

【7. 新築工事の場合における敷地面積】

【1. 住宅部分の概要】

イ. 番号	1			
ロ. 新設又は その他の別	<input checked="" type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input checked="" type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input checked="" type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input checked="" type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input checked="" type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅 <input type="checkbox"/> (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	1	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	120	m ²	m ²	m ²

居住専用建築物・居住産業併用建築物の場合に記入してください

イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅 <input type="checkbox"/> (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²

イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅 <input type="checkbox"/> (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²

【2. 除却建築物の概要】

イ. 主要用途			(注意欄に記載の記号を記入してください)
ロ. 除却原因	<input type="checkbox"/> (1)老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2)その他		
ハ. 構造	<input type="checkbox"/> (1)木造 <input type="checkbox"/> (2)その他		
ニ. 建築物の数	棟		
ホ. 住宅の戸数	戸		
ヘ. 住宅の利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅		
ト. 建築物の床面積の合計	m ²		
チ. 建築物の評価額	万円		

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してください。

2. 第一面関係

① 工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。

⑥ 5欄は、居住専用建築物の場合、次の表の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

⑦ 5欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住 産業 併用	産業 専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- ⑧ 6欄は、一の建築物（1棟）ごとに各列に記入してください。
 ⑨ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに番号を付し、その番号を記入してください。
 ⑩ 6欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。
 ⑪ 6欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

- ⑫ 6欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入し、3種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210

児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡回派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4 第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

⑬ 6欄の「ニ」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

⑭ 6欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。

⑮ 6欄の「ト」は、床面積が大きい順に3種類までの用途について、（注意）3. ⑫に準じて該当する記号を記入してください。

⑯ 6欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係

- ① 1欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物（工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。）である場合に記入してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。
- ② 2欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- ③ 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。
- ⑥ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。
- ⑦ 1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
- ⑧ 1欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

- ⑨ 1欄の「へ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- ⑩ 一件の建築工事で1欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
- ⑪ 2欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、（注意）3. ⑥に準じて該当する記号を記入してください。
- ⑫ 2欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、（注意）3. ⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
- ⑬ 2欄の「ロ」、「ハ」及び「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ※この届は国の統計調査において利用される場合があります。

建築計画概要書

(第一面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナカムラ マチオ
【ロ. 氏名】 中村 町男
【ハ. 郵便番号】 430-0946
【ニ. 住所】 静岡県浜松市中央区元城町216番地の4

【2. 代理人】

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第77777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所(静岡県)知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

【3. 設計者】(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第77777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所(静岡県)知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべて

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに
申請に係る建築物に係る他
のすべての設計者について
記入！

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 7 7 7 7 7 号

【ロ. 氏名】 杉山 漱石

【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 8 8 8 8 号
(株) 杉山一級建築士事務所

【ニ. 郵便番号】 4 1 0 - 0 0 1 2

【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色 8 1 6 番地の 1

【ヘ. 電話番号】 0 5 5 - 9 2 8 - 7 0 0 5

【ト. 工事と照合する設計図書】 すべて

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 なし

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 小村 一葉

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (静岡県知事) 第 (般一 1 5) 第 2 4 6 8 0 号
小村建設株式会社

【ハ. 郵便番号】 4 2 2 - 8 0 6 7

【ニ. 所在地】 静岡県静岡市駿河区南町 1 4 番地 1 号

【ホ. 電話番号】 0 5 4 - 2 0 2 - 5 5 7 0

【7. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】 中村邸新築工事

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中央区元城町216番地の4

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4.000m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 13.200m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (169.00) () () () () m²
(2) () () () () () m²

【ロ. 用途地域等】 (第一種住居) () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(160.00) () () () () %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60.00) () () () () %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (169.00) m²
(2) () m²

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.00%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.00%

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

- 新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (80.00) () () () 80.00) m²

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
(80.00) () () () 80.00) m²

【ハ. 建蔽率】 47.34%

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (136.00) () () () 136.00) m²

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () () () m²

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () () () m²

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () () () m²

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () m²

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () () m²

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () () m²

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () () m²

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () () m²
【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () () m²

【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () () m²
【ヲ. その他の不算入部分】 () () () () m²

【ワ. 住宅の部分】 (1 3 6 . 0 0) () () (1 3 6 . 0 0) m²
【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () () m²

【ヨ. 延べ面積】 1 3 6 . 0 0
【タ. 容積率】 8 0 . 4 8 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1 棟
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)
【イ. 最高の高さ】 (8 . 8 0 0) () m
【ロ. 階数】 地上 (2) () 階
 地下 () ()
【ハ. 構造】 木 造 一部 造
【ニ. 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用の有無】 有 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和 7 年 4 月 1 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 7 年 10 月 10 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
(第 1 回) 令和 7 年 7 月 30 日 (屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)
(第 回) 令和 年 月 日 ()
(第 回) 令和 年 月 日 ()

定期報告の要否を記入してください。

【18. 建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】

要 否

【19. 建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20. 建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項

その他

定期報告が必要な防火設備の有無を記入してください。

【21. その他必要な事項】

計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

木造の壁量計算及び柱の小径等については、R8.3.31まで、「地階を除く階数が 2 以下、高さが 13m 以下及び軒の高さが 9m 以下である延べ面積が 300 m²以内の木造建築物」に限り、経過措置が設けられています。

付近見取図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

配置図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

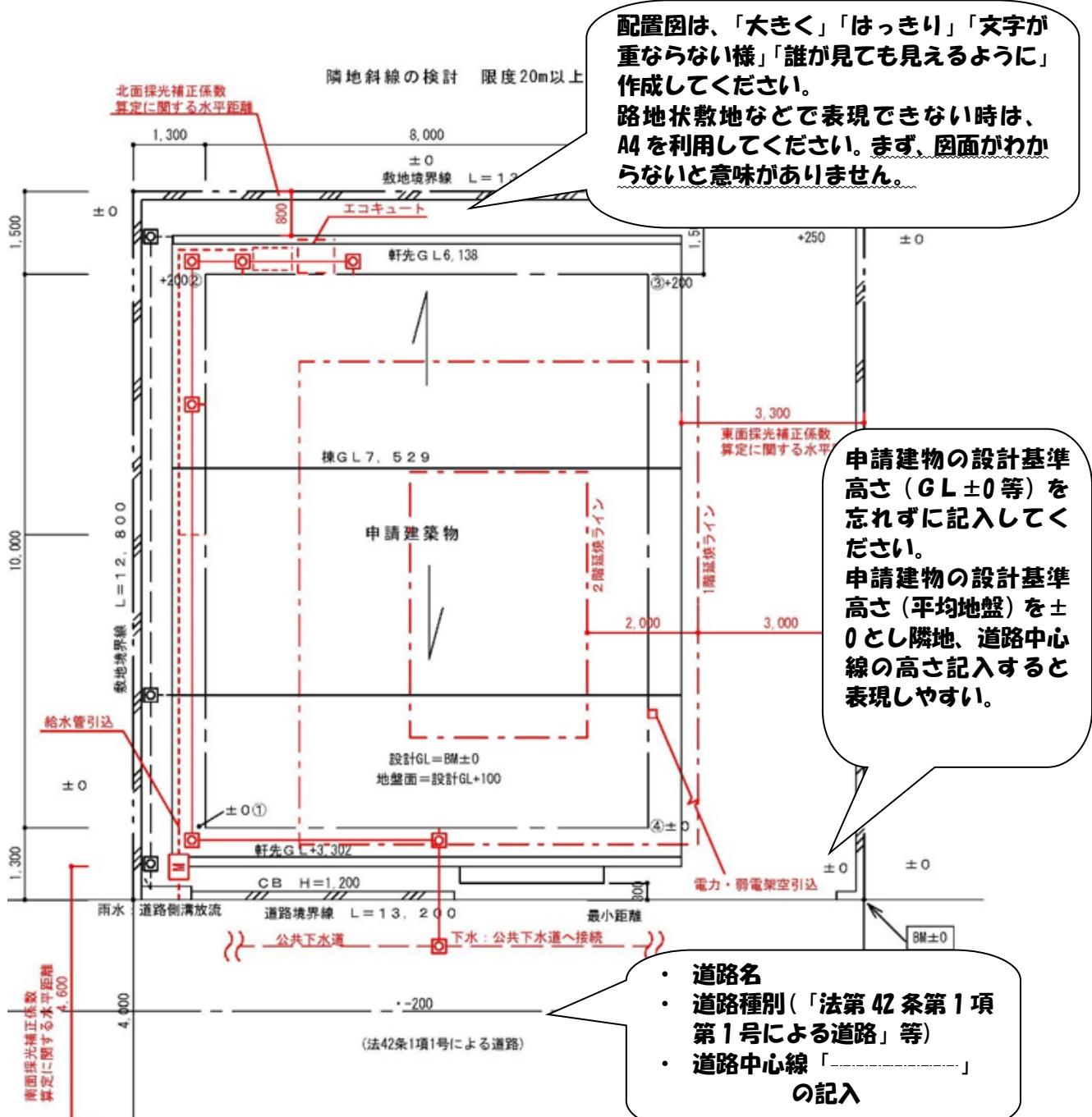
(お願い！)

建築計画概要書は、建築基準法施行規則第11条の4第2項の規定により、提出された後、当該建築物が滅失又は除却されるまでの長期間にわたって、第三者となる不特定多数の方に閲覧される可能性のある書類となります。

配置図には、個人情報保護及び防犯上の観点から、建物内部の間取り等の表現は避けてください。
また、個人情報保護の観点からも訂正印による訂正も避けて頂くようお願いします。

付近見取図





配置図 1 : 100

道路斜線の検討
 $(0.6+4) \times 1.25 = 5.75 \geq$ 軒先高さ 3.502
 $(3.302+0.2)$ OK

縮尺記入忘れ注意してください！

道路斜線、北斜の検討を記入してください。
たとえば
 $(0.7+4+1.1) \times 1.25 = 7.25 \geq$ 軒先高 6.5 OK
 「施行令第130条の12の規定以外の建築物は建築しない」

※お願い
斜線制限の検討は、出来る限り配置図内に表現して下さい。

※ 第 号 年 月 日

し尿浄化槽に関する通知書

し尿浄化槽に関する確認申請書を受理したので、建築基準法第93条第5項の規定により通知します。

保健所長様

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長 柳敏幸印

※ 受理年月日	年 月 日		
1 建築主の住所 及び氏名	浜松市中央区元城町216番地の4 中村 町男		
2 浄化槽事業者の 氏名及び営業所名・所在地	未定 登録又は届出番号 知事(登・届)第 号		
3 浄化槽設備士の氏名	未定 免状交付番号 第 号		
4 設置場所	浜松市中央区元城町216-4		
5 建築物の用途	住宅		
6 処理対象人員	7人	算定根拠	番号(2)用(イ) 算定(n=7)
7 単独処理、合併処理の別	単独処理・合併処理		
8 し尿浄化槽の種類	(1)型式認定浄化槽(名称 認定番号 型 01afOa0071234) (2)その他 ※ABCD-4567		
9 し尿浄化槽の規模	5人槽		
10 し尿浄化槽の構造方法	(1)昭和55年建設省告示1292号の区分 第()の() (2)処理方法 (その他の方式)		
11 放流水	水質 放流先	BOD 20 mg/l 地先側溝	水量 放流方法 1.4 m3/日 自然・動力

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 浄化槽事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 4 6欄の算定根拠欄には、日本工業規格A3302の該当類似用途番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。
- 5 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。